

平成20年第1回京丹波町議会定例会（第5号）

平成20年3月24日（月）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 議案第 3号 京丹波町後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 第 4 議案第 4号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第 5 議案第 5号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第 6号 京丹波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第 7号 京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第 8号 健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第 9 議案第 9号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第10号 京丹波町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第11号 京丹波町国民健康保険病院及び診療所使用料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第12号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第13号 平成20年度京丹波町一般会計予算
- 第14 議案第14号 平成20年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算
- 第15 議案第15号 平成20年度京丹波町老人保健特別会計予算
- 第16 議案第16号 平成20年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算
- 第17 議案第17号 平成20年度京丹波町介護保険事業特別会計予算

- 第 1 8 議案第 1 8 号 平成 2 0 年度京丹波町水道事業特別会計予算
- 第 1 9 議案第 1 9 号 平成 2 0 年度京丹波町下水道事業特別会計予算
- 第 2 0 議案第 2 0 号 平成 2 0 年度京丹波町土地取得特別会計予算
- 第 2 1 議案第 2 1 号 平成 2 0 年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算
- 第 2 2 議案第 2 2 号 平成 2 0 年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算
- 第 2 3 議案第 2 3 号 平成 2 0 年度京丹波町須知財産区特別会計予算
- 第 2 4 議案第 2 4 号 平成 2 0 年度京丹波町高原財産区特別会計予算
- 第 2 5 議案第 2 5 号 平成 2 0 年度京丹波町桧山財産区特別会計予算
- 第 2 6 議案第 2 6 号 平成 2 0 年度京丹波町梅田財産区特別会計予算
- 第 2 7 議案第 2 7 号 平成 2 0 年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算
- 第 2 8 議案第 2 8 号 平成 2 0 年度京丹波町質美財産区特別会計予算
- 第 2 9 議案第 2 9 号 平成 2 0 年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業会計予算
- 第 3 0 議案第 3 0 号 町道の路線認定について
- 第 3 1 議案第 3 1 号 町道の路線変更について
- 第 3 2 議案第 3 2 号 平成 1 9 年度 緊急地方道路整備事業 町道升谷大迫線橋梁新設
(上部) 工事請負契約の変更について
- 第 3 3 議案第 3 3 号 平成 1 9 年度緊急地方道路整備事業 町道車又線人子谷橋梁工事
請負契約の変更について
- 第 3 4 議案第 3 4 号 平成 1 9 年度 和知簡易水道事業 北部浄水場築造工事請負契約
の変更について
- 第 3 5 議案第 3 5 号 平成 1 9 年度 和知簡易水道事業 北部浄水場浄水設備設置工事
請負契約の変更について
- 第 3 6 議案第 3 6 号 町営土地改良事業の施行について
- 第 3 7 議案第 3 7 号 平成 1 9 年度京丹波町一般会計補正予算 (第 4 号)
- 第 3 8 議案第 3 8 号 平成 1 9 年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3
号)
- 第 3 9 議案第 3 9 号 平成 1 9 年度京丹波町老人保健特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 4 0 議案第 4 0 号 平成 1 9 年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 4 1 議案第 4 1 号 平成 1 9 年度京丹波町水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- 第 4 2 議案第 4 2 号 平成 1 9 年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 4 3 議案第 4 3 号 平成 1 9 年度京丹波町土地取得特別会計補正予算 (第 1 号)

- 第44 議案第44号 平成19年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算（第1号）
- 第45 議案第45号 平成19年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第3号）
- 第46 議案第46号 平成19年度京丹波町周知財産区特別会計補正予算（第1号）
- 第47 議案第47号 平成19年度京丹波町高原財産区特別会計補正予算（第1号）
- 第48 議案第48号 平成19年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第3号）
- 第49 議案第49号 平成19年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算（第2号）
- 第50 議案第50号 平成19年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第3号）
- 第51 議案第51号 平成19年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算（第1号）
- 第52 発委第 1号 海上自衛隊艦艇と漁船との衝突事故に関する意見書
- 第53 発委第 2号 地方道路整備の促進と財源の確保に関する意見書
- 第54 発委第 3号 後期高齢者医療制度の改善等を求める意見書
- 第55 閉会中の継続調査について

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席委員（15名）

- 1番 藤田正夫君
- 2番 坂本美智代君
- 3番 山内武夫君
- 4番 畠中勉君
- 5番 今西孝司君
- 6番 東まさ子君
- 7番 小田耕治君
- 8番 横山勲君
- 9番 西山和樹君
- 10番 山田均君
- 12番 篠塚信太郎君
- 13番 吉田忍君

14番 野口久之君

15番 野間和幸君

16番 岡本勇君

4 欠席委員(1名)

11番 室田隆一郎君

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者(19人)

町長 松原茂樹君

副町長 上田正君

教育長 山本和之君

会計管理者 藤田義幸君

参事 田淵敬治君

瑞穂支所長 上田進君

和知支所長 岩崎弘一君

総務課長 谷俊明君

企画情報課長 田端耕喜君

税務課長 岩田恵一君

住民課長 伴田邦雄君

保健福祉課長 野間広和君

子育て支援課長 山田由美子君

地域医療課長 下伊豆かおり君

産業振興課長 山田進君

土木建築課長 松村康弘君

水道課長 藤田真君

教育次長 長谷川博文君

監査委員 人見亮君

6 出席事務局職員(2名)

議会事務局長 伊藤康彦

書記 山内圭司

開議 午前 9時00分

○議長（岡本 勇君） 皆さん、おはようございます。

連日の各委員会ご苦労さまでございました。

ただいまの出席議員は15名であります。

定足数に達しておりますので、平成20年第1回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（岡本 勇君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、5番議員・今西 孝司君、6番議員・東まさ子君を指名いたします。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（岡本 勇君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本会期中に各委員会が開催され、付託議案の審査、提出議案等の審査が行われました。

室田隆一郎議員から欠席する旨の届けを受理しております。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第3、議案第3号 京丹波町後期高齢者医療に関する条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第3、議案第3号 京丹波町後期高齢者医療に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

5番、今西君。

○5番（今西孝司君） これは国が定めた法律によっておろされてきたもので、ここで反対してもどうにもならんというふうに思うんですけども、やっぱり住民の立場、特に高齢者の方々のことを考えると、賛成ということはできないんじゃないかというふうに私は考えております。これからますます高齢者が厳しい状態に追い込まれていくように感じますし、負担がどんどん増やされて、私たちが後期高齢者になったころには、もう保険そのものが存続できないような状態になるように感じられます。今こうしたことの方へ流れを許すことによって、だんだんと追い詰められていくように思うんですけども、これは町として、こうした国から言うてきたので、それは仕方がないというふうに割り切って考えておられるのか。何

か町としても施策を講じて、少しでも高齢者の負担を和らげるようにしていこうというふう
に思わないのか。そこら辺をちょっと伺っておきたいというふうに思います。

○議長（岡本 勇君） 伴田住民課長。

○住民課長（伴田邦雄君） 住民の立場から賛成というのはどうかというご指摘でございます
けれども、町長も申しておりましたように、これは完全な制度ではないというふうなことも
若干私も感じてはおるところでございます。しかしながら一方では、この制度がもしなかつ
たらどうするのかということでございます。では、もしなければ、じゃあ国保でこういった
後期高齢の方々の非常に高い医療費について皆さんで負担をするのかという問題にもなっ
てこようかというふうに思っております。そうしたことができないから以前は老人保健法がで
きまして、その後、見直しがされて、今回、後期高齢者医療制度ができたという、そういう
経過でございますので、そうしたことでご理解をいただきたいなあというふうに私は思っ
ております。

それから、あくまで国で決められたことということではございますけれども、やはりそれ
は私が申し上げることではないかもしれませんが、やはり法律による行政でございますので、
これにつきましては町といたしましては肅々と進めるしかない、このように考えておりま
す。

○議長（岡本 勇君） 5番、今西君。

○5番（今西孝司君） これはもうたびたび言われておることですけれども、後期高齢者医療
というのをまた別のところへすることでは姥捨て山やとか島流しにするとかいうような、そう
いう感覚で老人の方もとらえておられる方がたくさんおられます。やはり保険というものは
同じ国保の中で一括して行われて、老人医療に国保の方から支援を行うという、やっぱり一
括してせんと、これまで今の後期高齢者と言われている人は初めから後期高齢者ではなかつ
たわけで、その人たちもその先輩の医療を今日まで支えてこられて、自分が後期高齢者にな
ったときには分離されて、言うたら迷惑者のように扱われるということには強い拒否反応を
持っておられるということで、やはり国からおろされてきたさかい、それをそのままこの京
丹波町でもやっていくというようなことではなく、やはり同じ町民なんですから、やっぱり
私たち全員がその保険制度を支えていくということは何ら矛盾したものではないというふう
に思うんです。

例えば、後期高齢者になっても国保の方から支援費というのかそういうものがそこへ回さ
れるので、結局扱いは同じようになっているというふうに思うんですけれども、そのこと
に関してやはり何らかの意思表示、老人の方にかかわって発言を行うということも大切なんじや

ないかと私は思うんですけれども、そのところはどのようにお考えか、もう一度お尋ねします。

○議長（岡本 勇君） 伴田住民課長。

○住民課長（伴田邦雄君） どのように申し上げたらいいのかわかりませんが、やはり75歳以上を境にしまして、医療費というのは急激に増加をするという実態がございます。したがって、お気持ちは十分わかるわけでございますけれども、これは、やはりよりよい医療構造といえますか、そういう保険体制をするがための一つの施策であって、合理的に区別をしておるといふふうに考えておるところでございます。

発言をしていくということでございますが、今も申されましたように国保会計からの支援金というものも4割同じようにあるわけでございますし、全体を通じて総合的にご判断といえますか、総合的な考え方の中でこういった制度もできておりますので、ただ、そのことだけをとりまえて、どうかということではないというふうに私は考えております。

○議長（岡本 勇君） 6番、東君。

○6番（東まさ子君） この後期高齢者医療制度については何回となく、75歳以上の高齢者を区別する本当にひどい制度だということを言ってきました。特に、診療報酬の改定に見られますように定額制ということで必要な医療が受けられない、そういう本当にひどい内容になっております。そういうことを踏まえまして、ちょっとこの条例についてお聞きをいたします。

保険料のところでは保険料を徴収すべき被保険者とありまして、京丹波町に住所を有する被保険者というのがありまして、あと2、3、4とありますが、これは具体的にどういう方を言うのか説明をお願いします。

○議長（岡本 勇君） 伴田住民課長。

○住民課長（伴田邦雄君） 保険料を徴収すべき被保険者の規定でございますが、（1）につきましてはもちろん町内に住所を有する方ということでございますし、2号、3号、4号につきましては住所地特例というものの説明事項になっております。広域連合ができて、京都府内の移動につきましては住所地特例というものはございませんが、その広域連合の区域を越えた移動ですね。介護保険施設等に入院されておる場合につきましては、こういった場合については、その動いた時点の住所が京丹波町にあった場合には京丹波町の被保険者になりますよと、そういう意味でございます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 私も1点お尋ねしたいと思うんですが、第6条の延滞金の関係で

ございますが、ここに被保険者または連帯納付義務者となつておられるんですが、今ありましたように被保険者というのは75歳以上の人というのはわかるんですが、この連帯納付義務者というのはひとり暮らしとかいうのもおるわけでございますし、身寄りのない方もおるわけでございますが、そういう場合には、この連帯義務者というのは長男がするか子供がするかというのでも、子供が何人もおればだれやということになるんですが、これ、どういう解釈をするのかお尋ねしたいんですが。

○議長（岡本 勇君） 伴田住民課長。

○住民課長（伴田邦雄君） 特に余り意識をしておりませんでしたけれども、いわゆる連帯納付義務がある、連帯責任を負っておられる方というふうに理解しております。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 意識していなかったということでございますが、今の説明やったらここに書いてあるとおりなんですけど、具体的にこれを京丹波町の条例として施行していくという場合に当然そういう延滞金といいますか、いわゆる滞納という場合が起こるんですね。その場合にどういふようにこれをほんなら解釈して、どういふようにこれを連帯納付義務者とするのか。例えば、滞納者に対して、こういう連帯納付義務者をちゃんとつけというふうにつくるといふことになるのか。非常に、この言葉だけ見れば当然保証人というふうにもとらまえられるんですが、滞納した人に対してどういふように、いわゆる75歳以上ですので身寄りのない方もこれは当然あるわけでございますし、第三者がその連帯納付の義務者になるということもこれまたおかしいことでございますし、もう少し我々としても説明ができるし、理解ができるというふうなちょっと説明をお願いしたいんですが。

○議長（岡本 勇君） 伴田住民課長。

○住民課長（伴田邦雄君） 一般的にはご家庭の方ということだと思っております。中にはその意思の確認ができない方もいらっしゃるかもしれませんが、そういった場合の後見人等も含まれるのではないかと、このように考えております。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 言われることは言われることなんやけど、私がお尋ねするのは例えばひとり暮らしとか身寄りのない方とかね。そういうことはもう当然これ、75歳以上ですのであるわけでございますし、京丹波の条例でございますので、そういう方がないということをおっしゃっておるのかどうかわかりませんが、やはり到底そういうことも想定されるわけでございますので、もう少しその連帯納付義務者とはどういふものかという定義をはっきりさせておく必要があると。これは条例でございますのでね。やっぱりその辺は内容に

ついて説明ができるし、対象となる住民にも説明ができるという、そういう中身でなければ条例としての役割を果たせないんじゃないかと思うんですが、その点もう一度伺っておきます。

○議長（岡本 勇君） 伴田住民課長。

○住民課長（伴田邦雄君） この連帯納付義務者についての詳しいそのこういったものという具体的に失業等がこれまでにちょっとございませんでしたもので、明確なお答えができないことで申し訳ないんですが、一般的には今おっしゃいましたように、ひとり暮らしの方でありますとか身寄りのない方当然あるかもしれませんが、こういう場合は後見人がそれに当たるというふうに考えております。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

2番、坂本君。

○2番（坂本美智代君） ただいま提案をされております議案第3号 後期高齢者医療制度に関する条例について、反対の立場で討論いたします。

4月から実施とされる後期高齢者医療制度が開始されることに伴い、町における事務を施行するための条例を制定するものであります。国の医療制度構造改革を目指し、老人医療費の伸びを抑制するために実施するものであります。75歳以上を後期高齢者と年齢だけを基準に現在加入している保険から脱退をさせ、新たな保険制度に強制加入をさせ、保険料を年金から天引きをし、滞納者には保険証を取り上げ、資格証明書を発行するという高齢者から医療を受ける権限を奪うものであります。

厚生労働大臣自身が限界に来てしていると認めるほど無理な制度で、実施する前から幾つかの手直しや凍結をせざるを得なくなりました。しかし、一部の手直しが図られたとはいえ、後期高齢者制度そのものは4月から実施をされ、2年ごとの医療給付費の増加と高齢者人口の比率の増加による財源割合の引き上げによって保険料が増加することは必至であります。こうした高齢者に大きな負担を負わせる制度は中止するべきであることを指摘いたしまして、反対討論といたします。

○議長（岡本 勇君） 12番、篠塚君。

○12番（篠塚信太郎君） 私は京丹波町後期高齢者医療に関する条例の制定について、賛成の立場から討論を行います。

ご承知のとおり、本年4月1日より後期高齢者医療制度が実施をされます。本医療制度の

実施主体は京都府後期高齢者医療広域連合でございますが、本町において行う事務について法令及び京都府広域連合の条例で定められております。本条例は後期高齢者医療事務のうち保険料の徴収納期並びに各種申請、通知書の提出の受付、引き渡しなど、本町において行う事務について必要な事項を定める条例であります。本医療制度の円滑な実施に向けて制定しなければならぬ条例でありますから賛成するものであります。

以上、私の賛成討論といたします。

○議長（岡本 勇君） これで討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

議案第3号 京丹波町後期高齢者医療に関する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（多数 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手多数であります。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

《日程第4、議案第4号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第4、議案第4号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

議案第4号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

《日程第5、議案第5号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第5、議案第5号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及

び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

議案第5号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員 挙手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

《日程第6、議案第6号 京丹波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長(岡本 勇君) 日程第6、議案第6号 京丹波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番(山田 均君) ちょっと1点、町長にお尋ねしておきたいと思うんですが、第5号、6号とのかかわりで京丹波のいわゆる町長、副町長、そして教育長の給与を10%削減するという、そういう内容になつとるわけでございますけれども、全国の市町村でもそういうふうな、こういう財政危機の中で削減というのは新聞報道も含めてよくされておるわけでございますけれども中にはその率をです、20とか30とかいうところもあるわけでございますけれども、この10%を減じるという基準というのは何かあって10%というようにされておるのかどうか、その辺のちょっと考え方だけ伺っておきたいと思っております。

○議長(岡本 勇君) 松原町長。

○町長(松原茂樹君) 特にこうでなければならぬということでは定めていただいたところではないわけですが、あくまでこれは現状の財政状況、そしてまた本町が抱えておりますこれからのあり方も含めて町民の皆さんにも一定ご理解をいただき、そうした中で、より財政の健全化を求めていかざるを得ないという中で、これは私の思いで10%カットということをご提案をさせていただいておるところでございます、特にこうしなければならぬということではなしに、私の気持ちで提案をさせていただいておるところでございます。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

議案第6号 京丹波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

《日程第7、議案第7号 京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第7、議案第7号 京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

議案第7号 京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

《日程第8、議案第8号 健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例整理に関する条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第8、議案第8号 健康保険法等一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、東君。

○6番（東まさ子君） 提案説明にもありますように健康保険法等の一部を改正する法律に伴って関係条例の整理を行うものとされております。その中の老人医療費の支給に関する条例の一部改正につきましては、老人保健法を高齢者医療の確保に関する法律に改めるとされております。同じく、75歳以上の老人保健法にしても法律でありました。この二つの法律のそれぞれの目的についてご説明をお願いいたします。

それから、次の国民健康保険条例の一部改正では、2割負担の個人負担を3歳未満となっておりましたのを就学前まで拡充したということでは大変歓迎をするものでありますが、70歳から74歳までの高齢者の医療費を1割負担から2割負担、2倍になったということがあります。いろいろと本当に病気になりがちなそういう年になってきてからの負担ということで大変な、高齢者にとっては負担と言わざるを得ません。こういうものについてはこれまでどおり1割負担とするべきでありまして、賛成することはできません。したがって、私は老人保健法と後期高齢者医療制度の違いについて説明をいただきたく思います。

○議長（岡本 勇君） 伴田住民課長。

○住民課長（伴田邦雄君） 老健法と高齢者の医療確保の違いでございますけれども、基本的には、これは全く違う法律ということではございませんで、法律名が改まったということで、老健法の趣旨と連続性は当然あるわけございまして、制度的にも老人保健法の後継の制度であるということでございます。

内容的には高齢者に対する医療の給付及び費用負担、それから、40歳以上に対する健診等保健事業を老健法は掲げておりましたが、今回の法改正によりまして現行の老健法の目的である適切な医療の確保を引き続き規定した上で、高齢者に対する医療の給付及び費用負担につきましては現行制度を発展的に継承して後期高齢者医療制度を創設するということになっておりますのと、それから、前期高齢者の財政調整の制度を設けると、それからさらに、保健事業につきましては40歳以上の被保険者に対する生活習慣病予防健診等を保険者に義務づけをしたということでございます。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 6番、東君。

○6番（東まさ子君） 今説明いただきましたけれども、根本的には高齢者の医療を提供して健康を守っていくという法律から後期高齢者医療の制度の法律というのは医療費の適正化を図る、推進していくという、そういうものになると私は理解をしております。

それと、健康保険条例の一部改正であります。今説明もありましたように特定健康診査

を加えるとなっておりますが、この条例を見させてもらいましたら保健事業のところでは成人病その他の疾病の予防でありますとか健康づくり運動でありますとか栄養改善でありますとか母子保健でありますとか、この項目について削除がされておりますけれども、これはなぜ削除となったのかお聞きをしておきたいと思っております。

○議長（岡本 勇君） 伴田住民課長。

○住民課長（伴田邦雄君） いわゆる特定健診というのは保険者に義務づけをされたということでございまして、この中に一部含まれる部分もあるわけではございますが、以外につきましては、いわゆる健康増進法の中で一般施策としてするというところになったわけではございます。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

6番、東君。

○6番（東まさ子君） それでは、議案第8号 健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての反対討論を行います。

まず、京丹波町特別会計条例の改正では、後期高齢者医療制度を導入することによって、この特別会計を新たに設置するものであります。後期高齢者医療制度は今実施予定の4月1日を目前にして、高齢者の怒りが湧き起こっております。問題だらけの制度は中止・撤回すべきであり、特別会計設置には賛成できません。

次に、京丹波町老人医療費の支給に関する条例の改正が提案されております。今回の改正は、老人保健法を高齢者の医療の確保に関する法律に改めるというものであります。老人保健法は老後における健康の保持を目的としていたが、後期高齢者医療制度は医療費の適正化を推進するようになっており、医療費を提供して健康を守っていくという法律の目的が医療費の適正化をする法律に変えるものであり賛成できません。

次に、京丹波町国民健康保険条例の改正であります。まず、一部負担金についての改正です。2割負担は、これまで3歳未満となっておりますが、これを就学前まで拡充し、3割負担は小学校就学から70歳未満としています。70歳から74歳の負担は、これまで1割負担から2割にと2倍にする中身であります。現役並み所得者を3割負担とするものであります。2割負担の3歳未満から就学前までの拡充については賛成であります。70歳から74歳の高齢者の医療負担を2倍にすることは到底賛成できません。

また、保健事業については実施する項目に特定健康診査を加えています。胴回りが何センチだということを中心にした健診が行われます。胴回りが基準を越す人が多ければペナルテ

ィで保険料を上げるというような改悪になっており、反対するものです。

以上、指摘をいたしまして反対討論といたします。

○議長（岡本 勇君） これをもって、討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

議案第8号 健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（多数 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手多数であります。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

《日程第9、議案第9号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第9、議案第9号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） 課長にお尋ねをしておきたいと思うんですけども、この条例の提案のときに、いわゆる今回の改正も含めてですけども、本来あるべき姿に戻していくことが必要だという説明があったんですけども、その国保の目的そういうものが本来の目的、本来あるべき姿にという、そういう説明であったかと思うんですけども、その国民健康保険の本来あるべき姿というのはどういうことを言われておるのか、改めてお尋ねしておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 伴田住民課長。

○住民課長（伴田邦雄君） 国民健康保険のあるべき姿というよりも、その財政的な話をちょっと申し上げたのでございまして、要するに貯金を取り崩してやっておるというのは、要するに当初から赤字の予算であるということございまして、やはり基金というものはどうしても使わなければならないときのために置いておくものであって、もともと当初の歳入に計上すべきようなものではないとそういう意味で、いわゆる給付と負担のバランスをとると、そういうことで申し上げたところでございます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） それでは、基金というのは一体どれぐらいの、いわゆる金額という

のが基金として置いておくべき金額なのかということと、それから、基金というのはどういう場合に使うのかということ。言われるように、いわゆる給付と医療費との関係でいきますと、当然医療費がどんどん上がると、どんどん負担が増えるという、そういうことになると思うんですが、国民健康保険の本来の考え方というのは国民皆保険制度として出発したわけですから、その中でいろいろな改悪がされてきて、内容的にも制度としても変わっておりますけれども、本来の出発がそういうことで出発したと、だから当然、その国保というものは、いわゆる座っておられる皆さん方は国保には加入されておられません。当然退職されたら入られるわけでございますけれども、圧倒的部分は農業者とか自営業者とかそういういわゆる所得の低い人たちが非常に多いわけでございますし、それぞれ事業所などに勤めておられる方は事業者負担というのがありまして、当然そういうことから言いますと負担の額も低いということになっておって、国もそういう当然そういう調整交付金という形で出したり、運営補助金という形で出したりしておったわけでございますけれども、そういうものをどんどんいわゆる補助基準を下げた国持ち出し分を減らしてきたという、そういうこともあるわけでございますし、また、町全体としても一定そういう全体の町民のことを考えれば、財政的に支援もしながら運営をしてきたという、こういう大きな経過があるんですが、今の答弁からすれば当然加入者で負担をせえという、そういう考え方なのかどうか改めて伺っておきます。

○議長（岡本 勇君） 伴田住民課長。

○住民課長（伴田邦雄君） 基金につきましては通常の医療給付費の3カ月分程度が目標といえますか、大体のところというふうになっておりまして、それを当てはめますと本町の場合4億5,000万ぐらいの基金を持つべきであるというふうになっております。基金をどういう場合に使うかというのは、やはり予測しがたい医療給付費の増加に対応するというところでございます。

それから、財政収支の均衡を図るということに関連して、町の財政支援をすべきではないのかということでございますが、それは住民の皆さんの合意が得られれば、そういうこともそれは考えられなくはないというふうには思っておりますが、公費そのものがもう既に入っておりますので、町の一般財源からといいますか町の方からも一般会計繰り入れももちろんやっておりますので、そういう意味では既にそういったことは十分やられておると、このように理解をしております。

○議長（岡本 勇君） 6番、東君。

○6番（東まさ子君） 今、課長から町の方も一般会計から繰り入れがされているという答弁がありましたけれども、それは法定に基づいて国からおりてきているものを一般会計に受け

入れて、この国保会計へ繰り入れているということになると思っております。

それと私、基金、提案説明でもありましたように被保険者の減でありますとか、基金が減ってきたということなども今回の改定の理由として述べておられましたけれども、基金についてちょっとお聞きいたすんでありますが、19年度末で2億3,100万円ということになっていたと思います。19年度の補正予算が今回も出されておりますけれども、その中に予備費として多分4,000万円というのがあったと思うんですが、これは不要になるのでは、決算待たなくてはなりませんけれども4,000万は不要になるのではないかというふうに思っております。そうするならば2億7,000万円余りの基金が生まれてくるというふうに思っております。その点についてはどうでしょうか。基金について、そういう見通しが立つのではないのでしょうか。

○議長（岡本 勇君） 伴田住民課長。

○住民課長（伴田邦雄君） それは私もそのように思っております。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 先ほど私お尋ねしたことのちょっと答弁がなかったので改めてお尋ねするんですが、いわゆるそういう財政的な立場から言えば、担当課長としては当然給付に基づく納付と、いわゆる加入者が要った費用は持つべきだと、そういう考え方で国保の運営や、この保険条例の制定、また、その金額等についてもそういう考え方なのかどうかということをお尋ねしておきたい。

それから、特別会計の予算の中で、これまで合併の合意の中で5万6,000円から5万7,000円の範囲内で調整ということに来ておったわけですが、今回予算委員会のときに7万7,000円という金額の説明があったと思うんですが、そういう2万円上回る金額になるというふうに思うんですが、そういう中でさらに今後を考えれば引き上げが必要になると。段階的に見直しをせざるを得ないというようなこともあったと思うんですが、そういうことからすれば1年ごとにそういう引き上げをすれば21年は、さらに9万円、さらに11万円と、こういうふうになっていくと思うんですが、現在の見通しとしてはそういうように担当課としては見ておられるのかどうか、あわせて伺っておきたいと思っております。

○議長（岡本 勇君） 伴田住民課長。

○住民課長（伴田邦雄君） 加入者が負担すべきかどうかということなんですが、最初に申されましたように、この国保というのはいわゆる低所得者層が多いというふうなことで負担能力が非常に低い、そうしたことで事業者負担もございませんので、そういう意味で国が税金

を投入して運営をしておるということでございますので、このあたりはそういうことで行かざるを得ないというふうに私は思っております。

それから、段階的引き上げの話でございますけれども、こないだの予算委員会でももう少し詳しく説明をしたらよかったのかもしれませんが、この平均値というものは今回の場合はちょっと分母が違いますので、前回の5万6,000円から5万7,000円と申しますのは、今回後期高齢者医療制度に移行する方々を含んだ、ざっと言いますと8,000人で割った平均値でございますので、今回はその方々を除いた5,287人で割った話でございますので、要するに後期高齢者へ移行する方というのは保険料の負担が低いわけでございますので、単純に2万円上がったということにはなりません。要するに、費用負担の軽い方が大幅に抜けたことによって1人当たり単価はおのずと上がってくるわけですし、そういう意味では税率が上がって、ぽこっと上がった、それだけ全部が上がったということではございませんので、このあたりはご理解いただきたいなと思っております。

○議長（岡本 勇君） 6番、東君。

○6番（東まさ子君） 今、課長が説明されました方法で税率を上げないで計算したとするならば、1人当たりの保険税額はどのようになるかお聞きをいたします。

それと、この19年度の国保税の会計を見ますときに、本当に18年、19年と比べて医療費がもう1億5,000万ほど増額になっているわけでありまして。したがって、基金もたくさん取り崩しているわけでありまして、ちょっと条例とは関係ないようなところに行っておりますけれども、この特別会計は2月から3月をその計算月としてこれまでやってきていると思うんですが、今回こんなにたくさん医療費が要するという事は、この計算の月の開始から終わりまでのそういうものが変わったのではないかなというふうにも思ったりするんですが、そういうことはないのかどうか。また、医療費は2月が締めでありますと、3月にはレセプトというかそういうもので医療費が確定しているのではないかと思うんですが、その点についてはどうでしょうか。

○議長（岡本 勇君） 伴田住民課長。

○住民課長（伴田邦雄君） 税率を上げないでやれば、そうしたら1人当たり幾らかということでございますけれども、税率を上げない場合で、先ほど申し上げました後期高齢者の方が減ることによって上がる部分というのが約1万3,000円でございます。税率の改定に伴って上昇した分が8,125円ということで試算をしております。

それからあと、非常に取り崩しが多くなっているということで医療費が上がっている点でございますが、また補正予算でもご説明をせんなんかと思っておったんですけれども、や

はり医療費の上がる要素というのは人口要因とあとは自然増、あと制度的なもの、この三つと言われておりますけれども、通常、私思っておりますのは自然増と言っておるんですけれども、やはりその中には人口要因というものも含まれておると。要するに、高齢化が進んできておるということで徐々に徐々に高齢者の占めるウェートというのが高くなってきておることから、医療費についても上がってきておるというふうに考えております。

あと、計算の月の話でございますが、これは11月診療分から推計をしておるということでございます。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

6番、東君。

○6番（東まさ子君） それでは、議案第9号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

今回の改正の一つは国民健康保険税の額を従来の医療給付費分と介護納付金に加えて後期高齢者支援金を加えるものであります。その賦課限度額は、介護納付金については9万円が変わりありませんが、医療給付費分が56万円から47万円へ引き下げられておりますが、新たに後期高齢者分の12万円が新設され、両方合わせると3万円引き上げとなっております。

改正の二つ目は税率の改定であります。提案説明では合併後、1人当たり保険税を5万6,000円にし、不足分は基金で補い運営してきたが、20年度は被保険者が後期高齢者医療への移行で減少、基金残高も減少しているということで、複数年にかけて税率を上げていくと説明されました。19年度は医療費の増加で基金を取り崩して、1億6,000万円余りが国保会計に繰り入れられて運営されてきました。18年度は3,200万円、17年度は4,900万円の基金取り崩ししておりますが、19年度は特別に多額の基金が繰り入れをされました。19年度末の基金残高は2億3,100万円となっております。決算を待たなくてはなりません、19年度予算の予備費4,000万円は不要となるのではないかと思います。20年度の医療費の推移がどうなるか予想しにくい問題ではありますけれども、診療報酬もマイナス傾向でありますし、後期高齢者医療制度による支援金が新たに増えましたが、老人保健拠出金はその分減額となります。定率減税の廃止による保険税の増の要因もあります。日常生活における私たちの暮らしは本当に負担増も来ており、農家や商工業も経営

は大変であります。保険税を上げず、所得割、資産割、均等割、世帯割を医療分と支援分に分けて賦課すべきであると提案するものであります。

また、公的年金控除の激変緩和措置が終了することで、該当の方の保険税はその分だけでも負担が増えます。大幅な値上げとなる今回の税率の改定に反対であることを表明いたしまして討論いたします。

○議長（岡本 勇君） 7番 小田君。

○7番（小田耕治君） 私は、議案第9号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から討論を行います。

今回の改正は、健康保険法の一部を改正する法律の施行に伴い後期高齢者支援金などを新たに課税することのほか、保険税率を改正する内容のものでございます。

後期高齢者支援金については、現在の老人健康保険給付制度の財源として保険者が納付している老人保健医療費拠出金にかわり、後期高齢者支援金として納付する必要があるもので、国民健康保険税の賦課において、この支援金分として課税する額を医療給付費分と分離し独立させる内容のものであります。

京丹波町国民健康保険税率については合併時の申し合わせにより、1人当たり保険税額を5万6,000円から5万7,000円となるように税率を調整して、合併の翌年度である平成18年度から運営をされています。19年度の国保会計では1億6,800万円余りを国保の基金から繰り入れし、収支のバランスを保っていますが、19年度末の基金残高は約2億3,000万円となり、医療費の増大や被保険者の数の減少、基金の状態などから国保会計は非常に厳しい財政運営状況になります。京丹波町の国民健康保険の持続的な運営を図るためには収支のバランスを保っていかなければならず、また、財政調整基金についても本来の機能を維持する必要があります。年々医療費が増大する中ではありますが、国民皆保険の制度は何としても維持していかなければならない制度であり、今回の条例改正は適正と判断します。

なお、住民の税負担は年々増加しており、非常に厳しい状態にあります。国民健康保険事業の運営においては住民の健康保持や予防医療事業を推進するとともに、負担の公平を保つため収納率の向上に努められることを要望し、賛成討論とします。

○議長（岡本 勇君） これで討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

議案第9号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(多数 挙手)

○議長（岡本 勇君） 挙手多数であります。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

《日程第10、議案第10号 京丹波町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第10、議案第10号 京丹波町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） 今回の条例の改正に伴いましてお尋ねをしておきたいと思うんですが、瑞穂病院の療養病床を減らすという中身になっているわけですが、いわゆる京丹波の施設への待機者というのが2月末で173人という説明を聞いたわけですが、19年度と比較しましても年々待機者が増加をしておると、そういう状況になっていると思うんですけども、そういう状況の中で病院の運営や経営という視点から一般病床に切りかえるということになるわけですが、やはり京丹波全体の療養やそういう施設の入所希望や入所にどうこたえていくかというようなことも考えて判断をすべきことではないかと思うんですけども、今回のこの療養病床の削減というのは、そういう視点で判断をされたものなのか、あくまでも病院の運営ということが第一に判断をされたものなのか、その点伺っておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 下伊豆地域医療課長。

○地域医療課長（下伊豆かおり君） お尋ねがございました療養病床の再編に関しましては、瑞穂病院におきます療養病床につきましては医療療養病床でございますので、基本的には医療の必要があるという方が入院されておられます。在宅での療養支援ができるということも検討した上での条例提案をさせていただいております。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 改めてお尋ねしておきたんですが、医療の立場ということですが、確かに療養や医療や老健や施設がいろいろあるわけですが、住民の方が本当にそのどれに該当するかという部分もあるわけですが、それぞれ相談に行ったり、また、そういう状況になったりして施設入所というのがあるわけですが、病院の運営上ということかもしれませんが、京丹波全体の中でどういうように位置づけているかとい

う総合的な判断も必要ではないかと思うんですが、そのことをどこがイニシアティブをとって考えておられるのかちょっとわかりませんが、病院だけが判断することではないとは思いますが、そういうような議論といいますかね、京丹波としてどういうふうに考えていくかという中で、病院の果たす役割はこうやというような形で判断をされておるのかどうか、改めてその点をもう一度伺っておきたいと思えます。

○議長（岡本 勇君） 下伊豆地域医療課長。

○地域医療課長（下伊豆かおり君） 京丹波町全体で高齢者を支えていく施策づくりといえますか、そういうものが大変求められているとは思っております。今回の再編につきましても一応検討委員会は設けておりますが、そこでの、そうしたらそれが本当に十分機能したかという点ではまだ十分ではなかったのではないかという気もいたします。今後まだいろいろな状況を展開していくに当たりましては総合的に検討を、さらに総合的な検討も踏まえましての実施を行ってまいりたいと考えております。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） ただいま提案になっております議案第10号 京丹波町病院事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

今回の提案は、平成20年4月から現在の療養病床17床から半分の8床に削減し、削減した9床を一般病床で増やし、39床に変更しようとするものであります。

国の医療制度の改悪により、2012年までに全国にある療養病床37万床を大幅に削減し、15万から20万床に減らす方針に基づいて療養病床では病院の収入が減収になる制度に改悪され、政府が医療費の削減を目的に進めようとしております。これは入院患者や家族の要求や要望ではないことは明らかであります。削減された療養病床に入院しておりました患者は、施設入所では一般病床への転移か老健施設などか、なければ在宅ということになります。京丹波町では特養などの施設待ちが173人と、昨年よりも30人以上増加をしていることや高齢化が一層進む中、療養患者の増加が見込まれるもとの、京丹波町として療養ニーズに十分こたえられるかどうかなど総合的に判断して方向を示すべきであります。

病院の経営から費用対効果だけで結論を出すのではなく、京丹波町全体の中で公的医療機関が果たすべき役割と責任を明確にして判断をしていくべきと考えます。地方自治体の役割は、長い間町を支え、町の発展に寄与されてきた高齢者の方々には尊敬と感謝こそすれ、粗末にははいけないと思えます。高齢者を一方的に施設から追い出す方法には強く反対の声

を国に伝えるべきであります。過疎地域の医療確保は地方自治体の果たす責任と役割、非常に重大であります。当然国の責任において行うべきことではありますが、その役割は大きいものがあります。

今回の療養病床の削減は病院経営だけで判断するのではなく、京丹波町として医療ニーズなどに十分こたえられるかどうかなど総合的に判断して方向を示すべきこと。また、入院患者や家族には一方的ではなく、一定の期間を持って説明を行い、十分な納得と合意の上で対応すべきこと。特に、在宅には十分な対応ができるのかどうかなども含めた全入院患者の合意が不十分であることも指摘して反対の討論といたします。

○議長（岡本 勇君） これで討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

議案第10号 京丹波町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（多数 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手多数であります。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

《日程第11、議案第11号 京丹波町国民健康保険病院及び診療所使用料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第11、議案第11号 京丹波町国民健康保険病院及び診療所使用料等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略します。

これより議案第11号を採決いたします。

議案第11号 京丹波町国民健康保険病院及び診療所使用料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

《日程第12、議案第12号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する

条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第12、議案第12号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

議案第12号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。10時20までといたします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時20分

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

《日程第13、議案第13号から日程第29、議案第29号まで》

○議長（岡本 勇君） 日程第13、議案第13号 平成20年度京丹波町一般会計予算から日程第29、議案第29号 平成20年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業会計予算を一括議題といたします。

17件について、予算特別委員長の報告を求めます。

山内委員長。

○予算特別委員長（山内武夫君） それでは、予算特別委員会の審査報告をさせていただきたいというふうに思います。

既にこの委員会につきましては議長を除く全議員でもって構成する予算特別委員会ということになっておりますので、審議内容につきましては省略をさせていただきまして、審査結果のみ報告をさせていただきます。

平成20年3月24日 京丹波町議会議長 岡本 勇 様

予算特別委員会委員長 山内武夫

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第13号	平成20年度京丹波町一般会計予算	原案可決
議案第14号	平成20年度京丹波町国民健康保険事業特別会計会計予算	原案可決
議案第15号	平成20年度京丹波町老人保健特別会計予算	原案可決
議案第16号	平成20年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算	原案可決
議案第17号	平成20年度京丹波町介護保険事業特別会計予算	原案可決
議案第18号	平成20年度京丹波町水道事業特別会計予算	原案可決
議案第19号	平成20年度京丹波町下水道事業特別会計予算	原案可決
議案第20号	平成20年度京丹波町土地取得特別会計予算	原案可決
議案第21号	平成20年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算	原案可決
議案第22号	平成20年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算	原案可決
議案第23号	平成20年度京丹波町須知財産区特別会計予算	原案可決
議案第24号	平成20年度京丹波町高原財産区特別会計予算	原案可決
議案第25号	平成20年度京丹波町桧山財産区特別会計予算	原案可決
議案第26号	平成20年度京丹波町梅田財産区特別会計予算	原案可決
議案第27号	平成20年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算	原案可決
議案第28号	平成20年度京丹波町質美財産区特別会計予算	原案可決
議案第29号	平成20年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業会計予算	原案可決

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第13号 平成20年度京丹波町一般会計予算の討論を行います。

はじめに原案反対者、次に賛成者、交互に発言を許可いたします。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） ただいま提案になっております議案第13号 平成20年度京丹波町一般会計予算の反対の立場から討論を行います。

平成20年度京丹波町一般会計予算は総額102億5,800万円の予算で、京丹波町として3年目の予算として、京丹波町のまちづくりの方向を示す重要な予算であり、松原町政

の特徴を示す予算であります。今財政難の中で京丹波町は、今どんなまちづくりの方向を示すのかが問われる予算であると考えます。そして何よりも求められているのは、住民が今町政に何を求めているのか、しっかりとつかむことでもあります。それは住民のどんな声にも耳を傾け、しっかりと町民の思いや願いをつかむことでもあります。そして、町行政として何ができるのか、何を今すべきなのか、何を優先すべきなのかを判断して予算編成をすべきであると考えます。

平成20年度予算案は、安定した水の確保のためとして畑川ダムの推進、住民から批判の強い都市公園、維持管理に責任もあいまいな森林管理道路などの旧町からの継続した事業と、町長の公約としてケーブルテレビの全町普及の推進が20年度予算の特徴でもあります。もちろん学校の耐震改修やすこやか子育て医療助成など、住民要求が一部予算化されていることは当然であります。しかし、高齢化率32%と高齢化が今後も一層進む中で医療や福祉を大事にすることが一番求められています。医療の中心である病院や診療所の運営を公設公営を基本することではなく、政府が進める公立病院改革ガイドラインに反対することなく、そのガイドラインに沿った病院改革を目指すことは結局民間委託や地方独立行政法人化に道を開くもので、住民の願いとは大きく乖離していることは明らかであります。住民に情報を公開し、時間をかけて住民の合意と納得で取り組むべきです。効率化第一主義は住民の不安を広げるまちづくりを進めようとするものです。

町長は、平成20年度予算編成では安定感のある町政運営を基本にされていますが、安定とは落ちついて変化のないこと、現在の状態を保とうとする性質を見せることなどと自治法ではなっています。平成20年度はおよそ20億円、19億6,200万円の大事業であるケーブルテレビ事業をスタートさせようとしています。これが落ちついて変化のないこととは言えません。全く逆の激動の町政運営に足を踏み出そうとしているのです。お金がないと財政難を住民に押しつけながら片方では、公約として20億円の7割を借金する事業を強引に進めようとしているのです。しかも、住民への具体的な内容についての説明会も全く実施されていません。借金の返済は交付税算入があるとはいえ、毎年1億円以上のお金を返済しなければなりません。

今、合併後の課題として学校の統廃合も検討されています。教育施設の改修や改築も検討されることとなりますが、その事業費はどうするのか。当面する京丹波町の課題を考えれば、何を優先すべきかは明らかです。ケーブルテレビやダムなど大型公共事業を優先すれば、財政破綻は明らかです。その結果、住民の負担の上乗せになることは明らかであります。また、旧町からの課題に背を向けることなく、しっかりと向き合ってきたと言われていますが、ダ

ムや都市公園、森林管理道路、住民が望まない道路建設など見直しが求められる大型公共事業は継続し、身近な道路の改修は利用頻度が低いと切り捨て、また、独自の福祉策は不公平として後退や廃止、住民の願いに背を向けてきたと言えます。

各事業は評価と検証を繰り返し、費用対効果を見きわめ、事業は絞り込んでいくと表明されていますが、行政の運営に費用対効果を最優先にすれば、人口が少ない高齢化が進む周辺はすべてにおいて費用対効果が低くなり、置いてきぼりで切り捨てにほかなりません。人口が多い中心部中心主義は憲法や地方自治法が規定する自治体とは相反することを指摘するものです。

さらに、町の潜在能力を引き出すために民間人の公募や協働のまちづくりの推進に全力で取り組むとされていますが、1人の民間人に頼るやり方は、まちづくりの中心に人を位置づけながら、町政の主人公である町民を横に置いた考え方です。町民を町政の中心にするのであれば町民に広く呼びかけ、まちづくりに関心のある方などに集まってもらい、知恵を出し合い、専門家の知恵も借りながら町の潜在能力を引き出す取り組みこそが協働のまちづくりであります。町民が主体でこそ継続した取り組みと自分の町に誇りを持って語るし、愛着もわくのです。外部の人を中心にしたまちづくりは結局は長続きしないことは明らかです。

いよいよダム本体工事に向けた年になりますが、全国どこの町村を見ても人口減少としていくことは明らかであるのに、京丹波町の丹波・瑞穂地域では10年後に人口が6,000人も増加し、水が不足するとしています。開発団地では給水を行った中で50%の人が町外に住所を置いている現状を見ても、人口増加は架空の数字であることは明らかです。今になって土日の滞在型でもよいと言われますが、水道事業計画には水質が悪いといって高度処理施設に10億円も投入することになってはいますが、水余りは明らかであり、結局は大きな負担が水道料金として町民に押しつけられることは明瞭です。その責任は強引に推進した歴代の責任者が負担すべきです。それができないのなら勇気を持って見直し、中止をすべきであります。

地方財政健全化法への対応では公債費負担適正化などすべを住民に公開し、優先課題を住民合意で確認し、町民が納得できる取り組みにすべきです。お金がないをうたい文句にすべきではありません。また、各種審議会は少人数で町行政の意向を承認することになっていきます。幅広い住民参加で取り組むべきであり、審議会方式は国をはじめ多くのところで実施されています。審議会方式は町民の代表で審議されたものであり、反対するのはおかしいなどと幅広い町民の声をいかにくみ上げるか、その仕組みではなく、意見や声を抑える役割を果たしています。このやり方は協働のまちづくりを形骸化させるものです。

さらに、病院や診療所の運営や方向も地域医療対策審議会の答申を錦の旗に進められようとしています。病院や診療所を支えてきた地域の人や医療者代表など幅広い住民の参加を保障し、どうして医療機関を維持発展させていくのかを基本に、住民参加で取り組むべきです。

さらに、食彩の工房を民間業者への指定管理で行った2年目でも具体的な動きや取り組みが見えてきません。町長は3年間の間に運営ができればいいなど見解を述べられていますが、食彩の工房の運営は設置目的に沿った運営が1年目から行えるのが当然であります。まさに民間業者への丸投げと言えます。結局何の見通しもないのに性急に事を運ぶやり方が大きな間違いであったこと、住民合意を無視して推進した町長の責任は重大であります。この点は強く指摘するものであります。昨年の委託以来1,500万円、今年は1,450万円となっていますが、町が運営してきたときの赤字との差が500万円、施設が地域振興に果たしてきた役割を比較し、その費用対効果を考えても地域振興や施設の目的、役割を果たしたのはどちらであったかは明らかであります。施設の設置目的に沿った運営を行うよう強力に指導すべきです。その責任もあります。さらに、契約の写しを議会に提出すべきです。再度要求するものであります。

今、ドル安円高が急速に進み始めています。原油をはじめトウモロコシも投機の対象になり、灯油やガソリン代の値上げに続き食品が軒並み値上げとなっています。4月から小麦が30%の値上げ、電気代も値上げと言われています。こうした中で75歳以上を強制加入させる後期高齢者医療制度は掛金を年金から引き落とし、診察する医療も制限するなど、政府が年寄りいじめの先頭に立つなど異常な制度です。ですから、実施前から掛金徴収の延期など欠陥が明らかになっています。こんな制度は中止・廃止をすべきであります。

南丹、京丹波では自殺者が過去最高になっています。京丹波町でも商店街でも建設業でも1カ月以上仕事がない、お客がないなどの悲痛な声も聞こえてきます。農家も特産と言われるハウレンソウや水菜も100円以下の市場の値段、えさ代の高騰で経営が成り立たない酪農家など悲痛な状況です。町の周辺部では困ったとき、どうにもならないときに力をかしてほしい、これが町民の声です。こんな声にどうこたえるのかが今町政に求められていることを指摘して反対討論といたします。

○議長（岡本 勇君） 次に、原案賛成者の発言を許可します。

14番、野口君。

○14番（野口久幸君） 20年度一般会計、賛成討論を行います。

議案第13号 平成20年度京丹波町一般会計予算について、賛成の立場から討論を行います。

一般会計の予算総額は、前年度比3.2%増の102億5,800万円で、その内容は厳しい財政状況である現状を十分に分析し、財政健全化を主眼に置いた堅実な内容であり、また一方では、総合計画の着実な実現に向けてスタートする内容でもあります。

主な内容といたしましては、一つ、財政健全化に向けての繰り上げ償還に3億円。二つ、CATVを全町に拡大するための事業に5億2,500万円。三つ目、下山小学校、和知中学校の教育施設の耐震改修に6,500万円。四つ目、協働のまちづくりに向けた住民自治組織の組織化支援事業などが計上されております。

本町の財政状況は自主財源が乏しく、地方交付税や国・府の支出金、地方債などの依存財源に頼っております。19年度末の一般会計における地方債最高の見込み額は167億円を超えており、財政健全化に向けての取り組みは必須課題の一つであります。

繰り上げ償還金については、平成18年度実績が3億円、19年度予算が2億円、20年度については減債基金の19年度末残高予想である3億1,780万円のほとんどを取り崩し、公債費負担適正化計画に基づいて3億円を償還するものでありますが、後年度の財政負担の軽減と実質公債費比率を抑制するため現状の財政状況から判断すると、適切な内容と評価いたします。

CATV化事業については、丹波、瑞穂、和知の各地区の情報基盤に大きな格差があること、2011年には電波法の改正によりテレビのアナログ放送が廃止され、デジタル放送に変わることで、当町はCATV事業に民間企業の参入が期待できない地域であり、インターネットなど高速ブロードバンド環境に対応できないことなどの大きな課題を解決するための事業であります。特に、CATV事業に民間企業が参入してこないという現状は、情報通信部門において都市と過疎地域の格差をさらに拡大するものであり、個人や集落単位では容易に解決できない要素があります。難視聴地域を多く抱える京丹波町内の地域間格差を解消し、高齢者に優しく、若者が期待する施設の早期完成を期待するものであります。なお、本事業は将来にわたって利用料の負担が必要な事業であり、町民の皆さんに十分な説明をし、早い段階で加入希望者を把握すべきであり、このステップを通じてさまざまな課題を明確にするべきであると考えます。

教育施設の耐震改修については長期間をかけて実施するものではなく、いつ発生するかわからない地震災害などに十分対応できるよう早期に改修を完了して、児童生徒の安全はもちろん、町民の安心・安全を支える機能を有する施設となることを期待いたします。

協働のまちづくりに向けた住民自治組織の組織化支援事業については結論を急がず、じっくりと将来にわたって取り組んでいくべき事業であります。去る3月17日、18日の予算

特別委員会における審議では、多くの疑義や提言がありました。出された疑義や提言については個々に十分評価をし、本当に町民と行政が協働して総合計画に基づいたまちづくりができるようきめ細かな予算執行をされることを期待いたしまして賛成討論といたします。

○議長（岡本 勇君） ほかに討論はありませんか。

これで討論を終結いたします。

当初予算の採決は、起立により行います。

これより議案第13号を採決します。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第13号 平成20年度京丹波町一般会計予算、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（多数 起立）

○議長（岡本 勇君） 起立多数であります。

よって、議案第13号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（岡本 勇君） 次に、議案第14号 平成20年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算の討論を行います。

はじめに、原案反対者の発言を許可します。

6番、東君。

○6番（東まさ子君） それでは、議案第14号 平成20年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算に反対の立場から討論を行います。

平成20年度国保会計予算は18億348万5,000円であります。今年度の国保会計は75歳以上の高齢者が後期高齢者医療制度に移行し、その支援金分が付加され、医療分、介護分の二本立てから医療分、支援金分、介護分の三本立てのものへと変更になりました。限度額は医療、支援金、介護合わせると3万円の負担増となります。介護分は税率変更で負担増、医療分は税率引き下げになっていますが、支援金分を合わせた税率はこれまでの医療分より負担増で、1人当たりの保険税額は、これまでの5万6,000円から7万7,000円と2万円の増となります。これは支援金が入っていない19年度分の保険税額との比較であります。20年度の支援金も考慮した保険税の比較をするために、19年度の医療分の税率をそのまま医療分と支援金分に分けて試算すると、先ほども課長の方からありましたように、保険税額は6万9,000円となります。1人当たり8,000円の減となります。上げるか上げないか基本的な立場が重要であります。国保加入者に重い負担増は、さらなる

滞納者を増やすことにもつながります。

基金も平成19年度末残高は2億7,000万円が予想され、税率を改定しないで運営することは可能であります。また、一般会計からの支援金も施策としてとることもできます。少しでも負担を軽くするのが自治体のとるべき立場であり、今回の税率引き上げを含む国保会計予算に反対を表明して討論いたします。

○議長（岡本 勇君） 次に、原案賛成者の発言を許可いたします。

15番、野間君。

○15番（野間和幸君） それでは、議案第14号 平成20年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算に賛成の立場から討論を行います。

ご承知のとおり国民健康保険、我が国の保障制度における国民皆保険の根底を支えるものであります。制度創設来、地域住民の医療の確保と健康の保持増進に重要な役割を果たしてまいりました。

平成20年度の京丹波町国民健康保険事業特別会計予算は、前年度当初予算と比較しまして7,300万円余りの増額予算となり、保険税においては後期高齢者支援金分が新設されること、あわせて保険給付費の増加、さらには、財政調整基金の保有状況等を考慮した税率の改定が行われたところであります。

被保険者にとりましては今回の改定は負担増となり、家計に与える影響も少なくありませんが、将来にわたり安定した国保運営を図るために大切なことであります。また、基金の取り崩しも可能な範囲で計上され、負担増に配慮がされております。

事業内容におきましても新たに義務づけされた特定健診のほか、疾病予防としての人間ドック、保健事業としてのスポーツ講座や健康教育など継続して盛り込まれており、賛意を表するものでございます。

また、三つの診療所勘定につきましては、健康を守る最前線の医療機関として民間による地域医療の欠ける地域にとっては、なくてはならない診療所としてその役割を大きく期待するものであります。今後とも特定健診、特定保健指導の推進等によりまして、住民の健康保持と医療費の適正化に努力されることを求めますとともに、予期せぬ疾病対策としての基金が毎年保険税軽減にのみ活用されている感の否めない現状や負担と給付の公平によって成り立つことが、一部理解のない方々によって多くの被保険者の負担増になっていることをしっかり受け止めていただき、税収納にさらに努力されることを求め、賛成討論いたします。

○議長（岡本 勇君） ほかに討論はありませんか。

討論を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第14号 平成20年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(多数 起立)

○議長(岡本 勇君) 起立多数であります。

よって、議案第14号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長(岡本 勇君) 次に、議案第15号 平成20年度京丹波町老人保健特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第15号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第15号 平成20年度京丹波町老人保健特別会計予算は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(岡本 勇君) 起立全員であります。

よって、議案第15号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長(岡本 勇君) 次に、議案第16号 平成20年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。

はじめに、原案反対者の発言を許可いたします。

2番、坂本君。

○2番(坂本美智代君) ただいま提案をされています議案第16号 平成20年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場で討論をいたします。

先ほども条例でも述べましたが、この医療制度は保険料を75歳以上の方全員が支払い、年金から天引きされ、介護保険と同様で、支払いがどんなに苦しくても分納の相談もできない、年金が1万5,000未満に満たない方は自分で保険料を納めますが、滞納が続けば保険証が取り上げられ、そのかわりに資格証明書が渡され、病院の窓口で医療費全額10割を支払うこととなります。75歳以上の方から保険証を取り上げることは今までにはなかった

ことであります。また、保険料は2年ごとに見直しをされ、医療費の総額や後期高齢者の人口に占める割合が増えると連動して保険料の割合が増えることでもあります。

そして、今検討もされています患者が外来で複数の医療機関を受診することを制限しているとするもので、だれもが年を重ねれば、いろいろな病気が重複して出てくるものであります。これは保険からの支払いを包括払い、つまり定額制にし、保険が使える医療に上限をつけるもので、手厚い治療を行う医療機関は赤字になる仕組みであります。

また、65歳から74歳の前期高齢者も後期高齢者に便乗して国保料を年金から引き落とすなど、この後期高齢者制度に対し、知れば知るほど不安と怒りが広がってきています。75歳になれば強制的に加入させられ、負担増と治療の制限が押しつけられるこの医療制度は、住民の納得と理解が得られるものではないことを指摘いたしまして反対討論といたします。

○議長（岡本 勇君） 次に、原案賛成者の発言を許可します。

3番、山内君。

○3番（山内武夫君） 議案第16号 平成20年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算に賛成の立場で討論をいたします。

ご承知のとおり、この制度は少子高齢化が進行する中で高齢者の医療水準を維持し、さらには、きめ細かいサービスを提供するとともに現役世代の負担も極力抑える目的で創設をされたものであります。本会計は京都府の広域連合が高齢者からの保険料を預かり、税金と現役世代からの保険料を合わせて運営財源とするものであります。とりわけ保険料の算定につきましては、医療費の低額な京丹波町などにつきまして、今後6年間にわたり特例として保険料率が軽減をされることになっております。また、京都府からの保険料の軽減助成や、一方ではサラリーマンの扶養家族などにも激変緩和の軽減措置が設けられるなど、負担能力に応じて公平に負担していただく仕組みとなっております。

このように本予算は京都府後期高齢者医療広域連合議会で慎重審議の上議決をされたものであります。すべてが完全なものではありませんけれども、高齢者や低所得者に十分配慮された負担財源のもとに編成されたものというふうに認めます。なお、高齢者が将来にわたって安心して医療を受けることができるように、負担の軽減をはじめ制度の円滑な運営が図れるよう国の財政支援を強く要望いたしまして賛成討論といたします。

○議長（岡本 勇君） ほかに討論はありませんか。

討論を終結いたします。

これより議案第16号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第16号 平成20年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(多数 起立)

○議長(岡本 勇君) 起立多数であります。

よって、議案第16号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長(岡本 勇君) 次に、議案第17号 平成20年度京丹波町介護保険事業特別会計予算の討論を行います。

はじめに、原案に反対者の発言を許可いたします。

2番、坂本君。

○2番(坂本美智代君) ただいま提案をされております議案第17号 京丹波町介護保険事業特別会計予算に反対の立場から討論を行います。

今年度の当初予算では、介護予防への大きな役割を果たしているミニデイサービス事業費の大幅な削減であります。平成19年度の当初予算では1,170万2,000円でありましたが、今年度は702万8,000円と、467万4,000円の減額となっております。その中でミニデイサービス事業委託料は、19年度は753万1,000円予算化されていましたが、20年度は466万3,000円と、286万8,000円の減額となっております。

説明では、旧丹波、瑞穂、和知での1人当たりのサービスの格差があるということでしたが、これまで丹波で行ってございましたおいデイは週1回の月4回実施されておりましたが、月2回に減らすというものであります。この事業の大きな目的は閉じこもりをなくし、介護を受ける方を少なくすることなど介護予防対策の大きな役割を担っております。歩いて行ける範囲内でのこの事業は地域の皆さんとの触れあいを楽しみにしている大変多くの方に喜ばれており、こうした住民や利用者の方への説明もなされないまま進めようとするのは、住民無視の行政への不信感を抱くものであります。まず、住民や利用者への理解を得た上で進めるべきであると同時に予防対策を充実させてこそ、医療費の抑制と介護を受ける人を増やさないことへの対策であることを指摘いたしまして反対討論といたします。

○議長(岡本 勇君) 次に、原案賛成者の発言を許可いたします。

8番、横山君。

○8番(横山 勲君) ただいま提案をされております議案第17号 平成20年度京丹波町介護保険事業特別会計予算に賛成の立場から討論をいたします。

介護保険事業は、介護を要する状態となった場合にもできる限り自宅で自立した日常生活を営めるよう、真に必要な介護サービスを総合的・一体的に提供をいたしますことを目的とされたものでございまして、平成12年4月に設立されたものでありますが、近年、認知症やひとり暮らしの高齢者の増大により総費用が急速に増大をいたしてございまして、これまでの制度そのままでは保険料の大幅な上昇が見込まれ、制度の持続可能性が課題となっております。

提案をなされております20年度介護保険事業特別会計はそうした厳しい状況の中で、一つには特定高齢者把握事業につきまして介護予防事業で、その事業が実施されることに伴い丹波地域で実施のみんなおいデイが月4回より2回に縮小されるなどの処置がとられましたものの、地域活動の地域自立生活支援事業いわゆるふれあいサロンでございまして、このふれあいサロンでは50万円余りの増額となっております。いわゆるNPO法人クローバー・サービスの委託事業から地域のボランティア活動による地域の自立生活の支援に重点を移した、まさに協働のまちづくりに根差した対策が講じられております。

二つ目には、地域介護予防支援事業として地域ボランティア養成事業に、また、食生活改善推進員の養成を行う事業にも事業費が計上がされたこととございまして。

三つ目には、介護予防事業の運動機能向上いわゆる転倒防止事業でございまして、これに320万円の事業が認められております。ご案内のとおり介護保険事業は3町合併の合意事項として、平成21年4月には保険料を統一すると決められております。統一の土台を固めますためには20年度中に介護保険事業の基盤を充実しなければなりません。介護サービスの標準化、丹波、和知、瑞穂のどこにいても同じサービスが受けられる状態こそ、強く求められていると私は思います。

今後も健全な運営に努められ、制度の持続可能を高めていくため、さらなる一層のご努力を期待いたしまして、介護保険事業特別会計予算に賛成の立場での討論といたします。

○議長（岡本 勇君） ほかに討論はありませんか。

討論を終結いたします。

これより議案第17号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第17号 平成20年度京丹波町介護保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（多数 起立）

○議長（岡本 勇君） 起立多数であります。

よって、議案第17号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（岡本 勇君） 次に、議案第18号 平成20年度京丹波町水道事業特別会計予算の討論を行います。

はじめに、原案反対者の発言を許可します。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） ただいま提案になっております議案第18号 平成20年度京丹波町水道事業特別会計予算に反対の立場から討論を行います。

提案されております京丹波町水道事業特別会計予算は、13億5,560万円の予算で京丹波町の水道事業を行うものであります。水道事業は旧町からの事業を引き継ぎ、丹波・瑞穂地区では統合整備事業として取り組み、人口が開発団地で6,000人も増加し、水が不足するとして、新規水源確保を目的に畑川ダムを建設する上下水道事業が取り組まれ、総事業費158億7,700万円のうち19年度末では事業の進捗率が81%となると報告されています。また、和知地域では、総事業費49億円の整備事業が19年度末では進捗率が67%と報告をされました。丹波・瑞穂の未給水団地への給水が実施をされ、給水戸数も486戸と報告をされました。今後は開発団地に点在をする住宅への給水も大きな課題になってきます。

水道事業の場合は、町長が判断の基準にされている費用対効果は考える必要はないのでしょうか。説明責任があります。団地給水にかかわる行政関係者からダムができなければいつ断水するか知れない。関係住民におどしとも言えるような説明まで行っていることは、法律上も市町村が責任を持たなければならない水道事業者の立場から逸脱していることを厳しく指摘するものであります。

旧丹波と瑞穂地域では水不足解消のためとして平成2年にダム計画が打ち出され、平成8年に普通多目的ダムとして建設採択を受けましたが、右肩上がりの時代で人口の増加が見込めて、その時代の計画であることは明らかであります。ですから、計画の中身は想像もつかない大量の水を使わなければ計画使用水量に達しない矛盾など、実態とは大きくかけ離れています。

将来市町村別人口表では2020年、平成32年に旧丹波町と瑞穂の合計人口は1万1,772人に、水道事業計画の将来人口予想の半分以下にしか見込めないのに、水が不足するからまちづくりに水確保は欠かせない、言いわけになっています。その根拠となる既設の取水量など具体的根拠のある資料を公表し、科学的根拠を明らかにすべきです。こうした根拠

なしに、ひたすらダム建設に走るのは近い将来、使用料として大きな負担を住民がしなければなりません。勇気を持って見直しをすべきことを強く指摘して反対討論といたします。

○議長（岡本 勇君） 次に、原案賛成者の発言を許可します。

5番、今西君。

○5番（今西孝司君） それでは、私は、ただいま上程になっております平成20年度京丹波町水道事業特別会計予算に賛成の立場で討論を行い、議員の皆さんに賛同を求めます。

昨年には堀副町長、田井和知支所長による水道工事に係る汚職が発覚し、町民からの信頼が地に落ちる中、行政も議会も一丸となり信頼回復に取り組んでまいりました。信頼は完全に取り戻せたとは言えないと思いますが、そうした中でも全町に公共水道を配水させるという計画のもと、旧丹波・瑞穂町の新興住宅地に順次水道本管の埋設を行う予算が計上をされている点。また、旧和知町の仏主地域で進められている取水施設は例年になく降雪で工事は大きく遅れているとはいえ、完成に向けて着実に進められていること。畑川ダム建設負担金も5,920万円が計上されていますが、地域住民にすれば安心・安全な水を確保するという意味からも現在水が足りていない、また、将来新興住宅地に6,000人の人口が増えるというような問題にもかかわらず、早期にダムの完成が待たれているところであり、一刻も早くダム本体への工事着手に期待しているところであります。

この後は畑川ダムの全面完成を目指すことは当然のことではありますが、未接続の町内新興住宅地を含め全戸に給水を行うこと、地に落ちた信頼を全面的に回復させられるよう努力を続けることなど、水道事業に課せられたこれからの諸課題をたとえ一つずつでも解決させていくことに全力をささげられることを申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（岡本 勇君） ほかに討論はありませんか。

討論を終結いたします。

これより議案第18号を採決します。

本案に対する委員長報告は、可決であります。

議案第18号 平成20年度京丹波町水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（多数 起立）

○議長（岡本 勇君） 起立多数であります。

よって、議案第18号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（岡本 勇君） 次に、議案第19号 平成20年度京丹波町下水道事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議案第19号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第19号 平成20年度京丹波町下水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（全員 起立）

○議長（岡本 勇君） 起立全員であります。

よって、議案第19号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（岡本 勇君） 次に、議案第20号 平成20年度京丹波町土地取得特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第20号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第20号 平成20年度京丹波町土地取得特別会計予算は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（全員 起立）

○議長（岡本 勇君） 起立全員であります。

よって、議案第20号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（岡本 勇君） 次に、議案第21号 平成20年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議案第21号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第21号 平成20年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(全員 起立)

○議長(岡本 勇君) 起立全員であります。

よって、議案第21号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長(岡本 勇君) 次に、議案第22号 平成20年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第22号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第22号 平成20年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(全員 起立)

○議長(岡本 勇君) 起立全員であります。

よって、議案第22号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長(岡本 勇君) 次に、議案第23号 平成20年度京丹波町須知財産区特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第23号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第23号 平成20年度京丹波町須知財産区特別会計予算は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(全員 起立)

○議長（岡本 勇君） 起立全員であります。

よって、議案第 2 3 号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（岡本 勇君） 次に、議案第 2 4 号 平成 2 0 年度京丹波町高原財産区特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第 2 4 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第 2 4 号 平成 2 0 年度京丹波町高原財産区特別会計予算は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（全員 起立）

○議長（岡本 勇君） 起立全員であります。

よって、議案第 2 4 号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（岡本 勇君） 次に、議案第 2 5 号 平成 2 0 年度京丹波町桧山財産区特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議案第 2 5 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第 2 5 号 平成 2 0 年度京丹波町桧山財産区特別会計予算は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（全員 起立）

○議長（岡本 勇君） 起立全員であります。

よって、議案第 2 5 号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（岡本 勇君） 次に、議案第 2 6 号 平成 2 0 年度京丹波町梅田財産区特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第26号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第26号 平成20年度京丹波町梅田財産区特別会計予算は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(全員 起立)

○議長(岡本 勇君) 起立全員であります。

よって、議案第26号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長(岡本 勇君) 次に、議案第27号 平成20年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第27号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第27号 平成20年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(全員 起立)

○議長(岡本 勇君) 起立全員であります。

よって、議案第27号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長(岡本 勇君) 次に、議案第28号 平成20年度京丹波町質美財産区特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第28号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第28号 平成20年度京丹波町質美財産区特別会計予算は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(全員 起立)

○議長(岡本 勇君) 起立全員であります。

よって、議案第28号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長(岡本 勇君) 次に、議案第29号 平成20年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業会計予算の討論を行います。

はじめに、原案に反対者の発言を許可いたします。

10番、山田君。

○10番(山田 均君) ただいま提案になっております議案第29号 平成20年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業会計予算に反対の立場から討論を行います。

平成20年度の京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業会計予算は療養病床の見直しで、17病床から8病床に削減し、一般病床を39病床にすることと月2回の土曜診療を行うこと、経費の削減として窓口業務を民間企業に業務委託を行い、職員4名を削減し、前年比で730万円の削減になることで経営の健全化を目指しております。改善の中で土曜日の診療の開始は住民の願いに一定こたえるものであります。しかし、これによって経費が収入を上回ることがないのか。業務委託を次々と行い、経営健全化と費用対効果で取り組んでいけば、病院の民営化や指定管理などへ早めることになるのではないかなど住民の不安は大きいものがあります。

公立病院改革ガイドラインが示す民営化や指定管理、独立行政法人化などは結局病院から診療所となり、患者は在宅中心と誘導され、家族への負担は医療費と精神的負担など、家族の健康も置き去りにされていくおそれもあります。そして、結局、十分な医療は金次第となり、過疎の医療機関は閉鎖や廃院への道であります。特に指摘したいのは条例改正でもしてきましたが、国の医療制度の改悪により療養病床を2012年までに37万床から15万床～20万床に減らす方針に基づいて進められています。これは患者の要求ではなく、政府の医療費削減の考え方から出発したもので、過疎地域で医療施設を抱える自治体として強い抗議の声を上げるべきです。公立病院改革ガイドラインに基づくのではなく、過疎地域の医療確保は地方自治体の役割と責任をしっかりと位置づけ、国の責任と役割を求めるとともに、病院や診療所は公設公営で運営することを基本にすべきことを指摘して反対討論といたします。

○議長(岡本 勇君) 次に、原案賛成者の発言を許可します。

4番、畠中君。

○4番（畠中 勉君） 私は、ただいま上程になっていきます議案第29号 平成20年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業会計予算について、賛成の立場から討論を行います。

私は、3月4日、瑞穂病院で心筋梗塞と診断され緊急で綾部市民病院でカテーテルによる措置をしていただき、11日間の入院で無事退院することができました。一分一秒を争う早い措置が大切な病気でした。私は瑞穂病院がかかりつけの病院であり、的確な診断と早い専門医の紹介により適正な処置を受けることができました。後、綾部市民病院へは回復経過を検診し、その後は瑞穂病院において薬剤等をもらうことになっております。自治体病院として適切な処置をしていただいたことに感謝いたしております。

平成18年成立しました医療制度改革で療養病床の大幅な削減と診療報酬の大幅な引き下げや医師不足、看護師不足等医療を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあります。18年度、公立病院の経営状況は、近くの病院で見ますと亀岡市民病院は欠損が1億2,500万円、また、病床利用率は64.2%と低く、診療所への格下げが検討される状況にあります。また、京都市立病院は欠損が1,900万円、病床利用率が83%、さらに、南丹病院は欠損が1億8,600万円、病床利用率が83.8%、福知山市民病院は欠損が20億6,200万円、病床利用率が80%、綾部市民病院は収益が9,900万円、病床利用率が89.8%、また、瑞穂病院は欠損が7,300万円、病床利用率が一般で75.8%、療養病床で87.7%と、それぞれ自治体病院が厳しい状況にあります。

瑞穂病院の20年度予算については訪問系を充実し、病院と家庭の連携を強化するとともに、新しく土曜日の診療を月2回実施するなど町民ニーズ、患者ニーズにこたえようとしておりますし、経営の健全化と保健福祉医療体制を強化して、町民の安心・安全を確保することが何よりも重要なことだと思います。町民と職員が一体となり病院経営の改善に向け、さらなる努力されることに期待をいたしまして賛成討論といたします。

○議長（岡本 勇君） ほかに討論はありませんか。

討論を終結いたします。

これより議案第29号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第29号 平成20年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業会計予算は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（多数 起立）

○議長（岡本 勇君） 起立多数であります。

よって、議案第29号は、委員長報告のとおり可決されました。

《日程第30、議案第30号 町道の路線認定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第30、議案第30号 町道の路線認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） 1点、担当課長にお尋ねしておきたいと思うんですが、提案になっております路線認定については資料もつけていただいておりますが、認定の中身の中でいわゆる幅員の関係が4.9から9.9ということになっておるんですが、府道から町道を受けるという場合に一定拡幅とか道路の路面の舗装とか、そういうふうなことも条件として、また、町として受け入れる条件としてそういう話をされておるのかどうか。また、町としては町道認定の基準といいますか、4メートル以上のものということになっておるのか、そこの含めてお尋ねしておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 松村土木建築課長。

○土木建築課長（松村康弘君） 本件の町道認定につきましては委員会でもお話しさせてもらたんですけれども暫定的な間でございますが、最終的には広域農道が町道になるということで幅員等も若干狭くなっております。幅員等につきましては条例に基づいて認定するというところでございます。

以上です。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議案第30号を採決いたします。

議案第30号 町道の路線認定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

《日程第31、議案第31号 町道の路線変更について》

○議長（岡本 勇君） 日程第31、議案第31号 町道の路線変更についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） 1点お尋ねしておきたいんですが、資料もつけていただいておりますが、この路線と並行して、また、その現路線も使ってでございますけれども、広域林道というものが工事をされておまして、ほとんど完成という状態になっているんですが、今後の見通しとしては、その広域林道といいますか、そういうものが水資源公団でやっておられるものが町道認定にされるということなのか、あくまでもそういうことでなしに将来的なこの変更後の路線ということになるのか、ちょっとその点、確認の意味も含めてお尋ねしておきます。

○議長（岡本 勇君） 松村土木建築課長。

○土木建築課長（松村康弘君） 本路線の認定につきましては広域農道とかそういう接続道路ではございません。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） もちろんそのとおりだと思うんですが、私がお尋ねするのは、当然あの路線にかかわって並行して走っておるわけですから、それが水資源公団がやっておられる道路が今後、先ではその町道認定という方向になるのかどうか。いや、あくまでもそれは別なんだということなのか、その点を伺っておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 松村土木建築課長。

○土木建築課長（松村康弘君） 失礼しました。間違っておまして、広域農道につきましては将来町道になるということでございます。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第31号を採決いたします。

議案第31号 町道の路線変更について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願

います。

(全員 挙手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩といたします。1時ちょうどまでを休憩といたします。

再開は1時、よろしく願いいたします。

休憩 午前11時35分

再開 午後 1時00分

○議長(岡本 勇君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

《日程第32、議案第32号 平成19年度 緊急地方道路整備事業 町道升谷大迫線橋梁新設
(上部) 工事請負契約の変更について》

○議長(岡本 勇君) 日程第32、議案第32号 平成19年度 緊急地方道路整備事業 町道升谷大迫線橋梁新設(上部) 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略します。

これより議案第32号を採決いたします。

議案第32号 平成19年度 緊急地方道路整備事業 町道升谷大迫線橋梁新設(上部) 工事請負契約の変更について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員 挙手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

《日程第33、議案第33号 平成19年度 緊急地方道路整備事業 町道東又線人子谷橋梁工事請負契約の変更について》

○議長(岡本 勇君) 日程第33、議案第33号 平成19年度 緊急地方道路整備事業 町道東又線人子谷橋梁工事請負契約の変更についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略します。

これより議案第33号を採決いたします。

議案第33号 平成19年度 緊急地方道路整備事業 町道東又線人子谷橋梁工事請負契約の変更について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員 挙手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

《日程第34、議案第34号 平成19年度 和知簡易水道事業 北部浄水場築造工事請負契約の変更について》

○議長(岡本 勇君) 日程第34、議案第34号 平成19年度 和知簡易水道事業 北部浄水場築造工事請負契約の変更についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略します。

これより議案第34号を採決いたします。

議案第34号 平成19年度 和知簡易水道事業 北部浄水場築造工事請負契約の変更について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員 挙手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

《日程第35、議案第35号 平成19年度 和知簡易水道事業 北部浄水場浄水設備設置工事請負契約の変更について》

○議長(岡本 勇君) 日程第35、議案第35号 平成19年度 和知簡易水道事業 北部浄水場浄水設備設置工事請負契約の変更についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略します。

これより議案第35号を採決いたします。

議案第35号 平成19年度 和知簡易水道事業 北部浄水場浄水設備設置工事請負契約の変更について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員 挙手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

《日程第36、議案第36号 町営土地改良事業の施行について》

○議長(岡本 勇君) 日程第36、議案第36号 町営土地改良事業の施行についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番(山田 均君) 1件お尋ねをしておきたいと思うんですけれども、今回提案になっておりますため池等の整備事業というのを町営の土地改良事業で行うというものであります。ため池でございますので当然水田等のため池ということになるかと思うんですが、京丹波町内の中で例えば、水路の改修なんかでも地元の負担ができないということで計画中止というような地域もあるわけでございますが、今回計画されておりますため池改修についても農業情勢や米価の値段が大幅に下落しとる中で、事業費の負担というのは非常に大きいものがあるんじゃないかと思うんですが、地元の合意なり関係者等はどの程度あるのか。受益者戸数なり面積等についてもお聞きをしておきたいと思えます。また、耕作者の平均年齢等もわかっておればお尋ねをしておきたいと思えます。

○議長(岡本 勇君) 山田産業振興課長。

○産業振興課長(山田 進君) 地元の合意につきましては改修利用ということで合意形成はとれておまして、分担金につきましても既に徴収をいただいているということでございます。事業費を大体9,000万ほどで考えておりますので、1,300万程度の地元分担金は徴収済みということで聞いております。

それと、受益面積ですが、水田で5.6ヘクタールでございます。それと、受益者戸数につきましては26戸ということになっております。平均年齢は詳しくは調べていないんですが、まあまあこの時勢でございますので、まあ主体的になっておられる農家につきましては60歳以降ということで認識をしております。

以上でございます。

○議長(岡本 勇君) これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議案第36号を採決いたします。

議案第36号 町営土地改良事業の施行について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員 挙手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

《日程第37、議案第37号 平成19年度京丹波町一般会計補正予算(第4号)》

○議長(岡本 勇君) 日程第37、議案第37号 平成19年度京丹波町一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

これより質疑を行います。

2番、坂本君。

○2番(坂本美智代君) 担当課にちょっとそれぞれ2点ほどお伺いします。

委員会でもお伺いしたんですけど38ページの保育所の関係であります、需用費の中で賄い材料費が220万円ほど減額となっております、その委員会ではそれぞれの三つの保育所で賄い材料をそれぞれ工夫されながら、こういった220万円というものが減額できたということはお聞きしたんですけどいつごろ、こういう220万って結構大きな金額ですので、いつごろの時点で220万という減額が図られたのか、その時期とそれとその下の委託料の中で園児の送迎車両運転委託料であります92万1,000円、これは桧山の保育所に通う子の送迎の車両の委託ということをお伺いしまして、予定者がなかったということもお伺いしましたが、こういった減額がもう少し早くわかれば何らかの、それぞれの住民の要求なり一つでもできるんじゃないかなということも感じましたので、その点をお伺いしたい。

もう一点は教育費であります、小学校費の中の57ページです。報償費で読書活動指導報償が当初では50万円上がっておりましたが、これ、18万4,000円減額となっております。この減額の要因といいますかね、主なものは何かということ、各小学校ではそれぞれ大体何回ぐらいこうした指導を受けての読書活動をされておるのか、わかりましたらお伺いいたします。

○議長(岡本 勇君) 山田子育て支援課長。

○子育て支援課長(山田由美子君) ただいまのご質問の件でございますが、38ページの需

用費の中の賄い材料費の220万減の時期はいつごろにというご質問でございますが、12月には一度精査をいたしまして、それぞれの園の中で予算を見ていただくんですが、実際には入所の関係で学校は幼稚園と違いまして、保育所の場合にはいつでも突然に入所のご希望というのがございまして数を見込めないということがございます。昨年度18年度4月の段階で入所児童が286名ございまして、2月の段階では321名と、総人数で30名以上の方が増えております。本当に突然にということがございまして人数が読めないのと、それから、それぞれ園ごとに合併したことで統一メニューということで検討はしていますが、それぞれやはり園で材料の調達等につきましては地産をいたしまして、安く地元の材料を買っていただいて使っていただいているという工夫はしていただいているんですが、何せ賄いですので、いつ何時いろいろなことが起こりますので、やはり12月の段階で大きく精査しますと、一度減にいたしますと、なかなかもとへ戻すということができませんので、やはり最後それぞれ園ごとで精査をしていただいで年度末ということになりました。

それから、13の委託料の中の園児送迎車両の運転委託料につきましても、これももちろんわかった時点ということなんですが、やはり転入とか今回の場合なんかは20年度4月1日から入所のご希望がございまして、その方についても1日からというのは非常に難しく、ならし保育もございまして、そうなりますと3月の途中から子供さんをお預かりさせていただきまして、4月からは通常の勤務についていただくような工夫をいたしますので、本当に3月に入ってからでも何人かの児童の入所のご希望があったりとかしますもので、もし例えば12月でこれをなしといたしまして、途中でそういうことがございまして対応できませんので、この場合にも最後までちょっと残させていただきまして精査という形をとらせていただきました。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 長谷川教育次長。

○教育次長（長谷川博文君） 57ページの小学校の教育振興費の読書活動に係るご質問でございますけれども、この事業につきましては平成19年度から新たにスタートをさせたものでございまして、今のところ週2回お世話になっているところでございます。この制度については当初、そういうことに携わっていただける方があるかどうかちょっと不安でございましたので、賃金で組ませてもらった分とそれからスポット的にお世話になる報償費で組ませてもらったところ、二本立てで事業をスタートさせてもらったわけですがけれども、スポット的にお世話になる方が不要になったということは臨時賃金で定期的にお世話になる方が決まりました関係で、スポット的にお世話になったときにお支払いをする報償費については不要

になったために減額をさせていただいたというところでございます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） ちょっと何点かお尋ねをしておきたいと思うんですが、1点目でございますが、39ページの健診委託料というのが280万3,000円減になっておるんですが、左の説明では593万1,000円で受診者の減ということやったんですが、成人保健事業の減額が非常に大きいわけでございますけれども、当初見込みから受診者が減ったということかもしれませんが、結局いろいろな形を通じて健診の呼びかけもしとると思うんですけれども、見込みの大きな要因というのはどこにあったと考えておられるのか1点お尋ねしておきたいと。

それから、40ページの負担金補助及び交付金の地方自治情報センターの負担金というのが214万5,000円減になっておるんですけれども、具体的にこれはどういうものの負担であったのか。全額減ということなのか、割合に応じた減なのか、伺っておきたいというのが1点。

あわせて、衛生費で237万6,000円の減になつておるんですが、ごみ処理の関係ですので袋の手数料かと思うんですが、この237万6,000円というのは何袋分といいますか、そういうように計算できるのかどうかわかっておれば、ちょっとそういうことでお尋ねをしておきたいというように思います。

それから、商工費の46ページなんですが、330万円の融資保証料の給付事業が減になつておるんですが、当初見込みと違うたということなのか繰り上げがあったということなのか、ちょっと金額的に多いので当初見込みとの違いというのはどこなのか、お尋ねをしておきたいというように思います。

それから、55ページの関係でちょっとお尋ねをしておきたいんですが、学校施設等の耐震の設計業務委託料というのが577万5,000円減になつておるんですが、入札をされたのかと思うんですけれども、ちょっとその当初見込みとの違いですね。どこにこれだけの多額の差が出たのか伺っておきたいと思います。

以上です。

○議長（岡本 勇君） 野間保健福祉課長。

○保健福祉課長（野間広和君） まず、39ページの健康診査委託料についてでありますけれども、妊婦健康診査で50万1,000円の減と健康診査の分で230万の減ということになっております。見込みといいますと一応二十以上の部分も対象にしておりますし、そのどの部分がということは出てこないわけでありましてけれども、確かに高齢者の方で、もういい

わという方もございまして、ちゃんと健診に来てくださいよと言いますと天命を待つという方もおられまして、来られないということもございました。

あともう一点でございますが、40ページの地方自治の情報センターの負担金についてでありますけれども、これ、健康管理システムの改修の負担金でありまして、平成19年度中に法改正の詳細が確定しないということとそれから、現時点において国保連合会のシステムと健康管理システムが連携をしないということでありましたので、今年度に改修しましても、また平成20年度に改修が必要やということで、平成19年度につきましては減額をさせてもらったというところでございます。

以上です。

○議長（岡本 勇君） 伴田住民課長。

○住民課長（伴田邦雄君） 衛生費の塵芥処理費の手数料の減でございますが、これにつきましては資源ごみの関係の手数料の減でございます。当初にある程度見込んでおりましたが、18年度並みに推移するだろうというふうなことで減額としております。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 山田産業振興課長。

○産業振興課長（山田 進君） 46ページの中小企業信用保証料補助金でございますが、当初につきましては前年度の実績ということで予算計上しておりました。実際要望があった件数につきましては12件という実績になっておりまして、見込み誤りといえそうですが、そういう実績によって減額したということでございます。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 長谷川教育次長。

○教育次長（長谷川博文君） 56ページの下山小学校の耐震設計業務委託料の大幅な減でございますが、これにつきましては当初、建築床面積掛ける平均的な単価というようなことで業者は見積もりを出してくれたわけでございますけれども、一つは、その入札で該当の業者が頑張ってくれたということもあろうかと思いますが、その原因としましては下山小学校、ご承知のとおり二つの棟を今回耐震をするわけでございますけれども、新しい方の校舎の耐震の工事内容がごく少ない箇所を改修するというような結果になったことから今回の大幅な減につながったのではないかと推測をしているところでございます。

○議長（岡本 勇君） 6番、東君。

○6番（東まさ子君） 48ページの建築コスト管理システム研究所賛助会費ということで1万2,000円ありますが、これはどういうものなのか。

それと、51ページの都市公園費であります。今、現場は土が堆積しておりますけれども、あの公園の高さというのは、民地から町道を基礎にしましたらどのぐらいの高さになるのか。

以上についてお聞きします。

○議長（岡本 勇君） 松村土木建築課長。

○土木建築課長（松村康弘君） まず、48ページの建築コスト管理システム研究ということなんですけれども、こちらにつきましては先ほど教育委員会からお話ありましたけれども、その積算するに当たってのソフトの関係の経費でございます。

次に、公園なんでもございますけれども、ちょっと高さという話も数字的にはどれぐらいになるか覚えていないんですけれども、府道の方からおりていったところにつきましては須知幼稚園がございまして、そこの擁壁があるんですけれども、大体それぐらいの高さになるということでございます。今、前にあります住宅よりも若干、1メートル50、それぐらいは上がってくるんじゃないかと考えております。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 私も51ページの今ございました都市公園の関係であわせてお尋ねしておきたいんですが、工事が進んでおるんですけれども民地との関係もありますが、公園の管理ですね。いわゆる完成に向けてやっておるわけでございますけれども、あわせてその完成後の管理をどうするかということも当然迫られてくる問題だと思うんですが、以前町長はシルバーで十分、100万程度でできるんだという話もあったんですが、相当な面積でございますし学校もあると、公共施設の周辺ということ、調整池というものもあるということを考えますと非常に子供が遊ぶということも公園でございますので当然あろうかと思うんですけれども、そういうことを考えますと管理という面では相当注意が必要になってくるというふうに思うんですけれども、そういうことは具体的に検討されておるのか。いやいやまだ先の話で、そういう状況ではないということなのか。その点、ちょっと現時点での状況等も含めてお尋ねしておきたいということ。

それから、6月梅雨等に入っていくわけでございますし、昨日も通常であれば考えられない雨が降るとかね、そういう非常に気象の変動が激しいんですけれども、そういう関係で言うと、土を埋め立てていくわけでございますから土砂が流れ出るとか、非常にそういうことも今後あり得るといふふうに思うんですけれども、その辺の管理というのはどういうように考えておられるのか、あわせて伺っておきたいというように思います。

それから、ちょっと総務課長に1点お尋ねしておきたいんですが、今回のこの最終の補正になろうかと思うんですけれども、2億7,000万余りを減にしておるわけでございますけれども、今ありましたようにいろいろ課や事業によって、なかなか見直しを途中でするという難しい、そういう面もあるわけでございますけれども、しかし、2億7,000万、3億に近いようなお金がこの3月末で出てくるという、そういう財政運営のやり方ですね。ご承知のように、やはり住民福祉にどう予算を運営していくかということを考えれば、入札なんかで減が起こってきておる、そういうものについてはやはりはっきりした時点で補正にして、事業化していくということも当然住民福祉に使っていくという、そういう立場のこの財政運営というのは基本だと思うんですけれども、考え方としてはどういうように、補正は4回あるわけでございますけど、当初がありますので3回ということになりますが、できるだけやっぱりわかった時点で補正をして事業を住民のその暮らしに使っていくという、そういうことが基本だと思うんですけれども、その辺の考え方をひとつ伺っておきたいと思えます。

○議長（岡本 勇君） 松村土木建築課長。

○土木建築課長（松村康弘君） 公園の管理の件でございますけれども、聞くところによりますと公園の設計に当たりましては地元の方も入っていただいて、実施設計の方をやらせてもらったわけなんですけれども、その中でも管理のことはいろいろご心配していただいております。現状といたしましては毎年地元の説明に行つとるわけなんですけれども、あくまでもその工事の説明ということでございまして、今後地元のご意向もあろうかと思えますので、管理面についても協議をやっていきたいと考えております。またあわせて、本公園につきましては防災上のメリットもあるということで、地元にはまたご協力もお願いしたいと思っております。また、根幹的なものにつきましては面積をいうことで、シルバーとかボランティアとかそういうふうな枠組みを考えながらやっていく必要があるんじゃないかと考えております。

次に、調整池の問題でございますけれども基本的には、あえて深い調整池じゃなしに一定ある程度の深さまで広い面積を取っております。水深が深くないようなことは考慮いたしておりますけれども、雨の日にお子様が入られて事故等も起こる可能性はないというわけではないので、その辺はまた物理的な面で安全性を確保していきたいと考えております。

それから、工事中の対策なんでございますけれども、基本的には面的な工事ですので、基本的には治水対策を行いながら進めております。最初に下流域の水路を整備いたしましたし、それから、工事の面的整備につきましてはまず調整池の方をやっておりまして、本年度ちょ

うど放流の方のオリビスいうんですけれども、そこで洪水調整をやる部分があるんですけれども、その辺につきましては既に完成いたしておりますので、工事によりまして下流に大量の水が流れるとか、そういうご迷惑をかけることはないと考えております。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） 今回の補正予算の減額 2 億 7, 1 6 0 万円、全般的にわたる考え方ということでございますが、確かに議員さんおっしゃるように私どももこういった多額の減額が生じた原因、これについては十分分析をしなければならないとされているところでございます。当然当初予算の計上の仕方がいかなるものであったかということもございまして、その後の事業の変更なりさまざまな事業も含めて減額が生じた要因、これについては十分精査をしなければならないというふうに考えているところでございます。

ただ、この 4 号補正ということで、私どもこの補正予算を分析をいたしておるわけでございますが、この分析でいきますと、いわゆる経常収支というものは、この 4 号補正をもってしても 1 0 0 % を超えておるといような現状にあるわけございまして、歳入では 2 億 7, 1 6 0 万余りの減額が生じた、その分をほかに回せたかということになりますと、歳入予算いわゆる経常的な歳入予算は 6 6 億 2, 1 0 0 万でしかないというのがこの 4 号補正後の経常的な歳入でございます。かつ歳出には 6 6 億 5, 1 0 0 万を必要としとるといような現状もあるわけございまして、この 4 号補正後に至ってもさらに繰入金としては基金を 2 億 5, 0 0 0 万余り繰り入れた現状になっておるといこともひとつご理解を賜りたいと思っております。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議案第 3 7 号を採決いたします。

議案第 3 7 号 平成 1 9 年度京丹波町一般会計補正予算（第 4 号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第 3 7 号は、原案のとおり可決されました。

《日程第38、議案第38号 平成19年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）》

○議長（岡本 勇君） 日程第38、議案第38号 平成19年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） 担当課長にちょっと何点かお尋ねしておきたいと思うんですが、一つは歳出とのかかわりもありますが、歳入の3ページの高額医療の共同事業の負担金ということで6万2,000円の減になっとるんですが、1件80万円を超えた場合の助成分の町負担分ということで確定したということなんですけれども、京丹波の関係で高額のこの共同事業に該当といいますか何件あったのかということと、最高では何ぼの方があったのかお尋ねをしておきたいというように思います。

それから、和知の歯科診療所の関係でお尋ねしておきたいんですが、3ページ歳入の老人保健の療養収入で400万の減になっておるんですが、患者が減ったということかもしれませんが、その他診療報酬は206万円あるんですが、ちょっとその減の全体の事業費からいっても大きいので見込みの違いといいますか、その原因はどこにあったのかお尋ねしておきたいというように思います。

ちょっとさかのぼって前へ戻って申しわけないんですが、あわせて、和知診療所の関係についてもお尋ねしておきたいんですが、3ページの歳入なんですが、ここにつきましても同じ老人保健の医業収入が368万9,000円と。そして、これは診療収入の関係ですけれども、その外来は721万6,000円ということで当初の見込みと大幅に減になっとるんですが、特に見込みの減の要因というか、どういうように見ておられるのか伺っておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 伴田住民課長。

○住民課長（伴田邦雄君） 共同事業交付金の関係でございますが、対象件数につきましては85件となっております。ただ、大変申しわけないんですが最高額につきましてちょっと私、今把握をしておりませんので大変申しわけございません。

○議長（岡本 勇君） 下伊豆地域医療課長。

○地域医療課長（下伊豆かおり君） 診療所、また、歯科診療所におきまして老人保健診療報酬の減額の主な要因でございますが、やはり地域の高齢化が進みまして、今まで外来に見え

ていた方が入所されたりとかいう形での患者数の減が主な要因と診療所の方では分析をさせていただいております。

○議長（岡本 勇君） 6番、東君。

○6番（東まさ子君） 私ちょっとこの国保会計全体のことを調べていたんですけど、先ほど言わせていただいた4,000万円の予備費もそうありますが、償還金及び還付加算金というのが2,900万円余りあるんですけど、これはどういうものに、最後の補正でありますので、どういうものになるのかちょっとお聞きしておきたいと思います。

すいません、先ほどちょっと最初に言いましたように、今回の補正には上がっていないですけど全体的な締め会計ということで、いろいろと歳出歳入ということで、その償還金というものはどういうものであるのか教えていただけるのであればちょっと。

○議長（岡本 勇君） ちょっとできたらこの議案に対してお願いをしておきます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議案第38号を採決いたします。

議案第38号 平成19年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

《日程第39、議案第39号 平成19年度京丹波町老人保健特別会計補正予算（第2号）》

○議長（岡本 勇君） 日程第39、議案第39号 平成19年度京丹波町老人保健特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより議案第39号を採決いたします。

議案第39号 平成19年度京丹波町老人保健特別会計補正予算（第2号）、原案のとおり

り決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員 挙手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

《日程第40、議案第40号 平成19年度京丹波町介護保険特別会計補正予算(第3号)》

○議長(岡本 勇君) 日程第40、議案第40号 平成19年度京丹波町介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番(山田 均君) 担当課長に歳入の3ページにかかわってお尋ねしたいんですが、保険料の第1号被保険者の保険料がここにはありまして、その中の滞納の繰越分の普通徴収保険料というのが646万8,000円の減になっておるんですが、非常に大きな額が当初徴収保険料で予定されたと、滞納分がということやと思うんですが、当初の見込みと600万を越す金額の減額をせざるを得ない理由ですね。ちょっとその当初の見込みと現時点での状況とお尋ねしておきたいと思います。

○議長(岡本 勇君) 野間保健福祉課長。

○保健福祉課長(野間広和君) 大変申しわけございませんでした。滞納繰越分といたしまして決算で持ち越したものを全額上げておりまして、収納見込みのないという部分で計上しておりましたことをまことに申しわけなく思っております。収納がありました部分にのみ予算計上をさせていただくということで減額をさせていただきましたので、お許しをいただきたいと思っております。

○議長(岡本 勇君) 10番、山田君。

○10番(山田 均君) それによりますと実際の徴収予定が幾らで減額646万8,000円をして、実際の滞納繰越分として徴収したのは幾らという点について、あわせて伺っておきたいと思っております。

○議長(岡本 勇君) 野間保健福祉課長。

○保健福祉課長(野間広和君) 滞納繰越をしました額が703万5,000円でありまして、実際に収納した額というのは現行で59万500円、51人分となっております。

以上です。

○議長(岡本 勇君) これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議案第40号を採決いたします。

議案第40号 平成19年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

《日程第41、議案第41号 平成19年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第4号）》

○議長（岡本 勇君） 日程第41、議案第41号 平成19年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） 1点伺っておきたいと思いますが、5ページの町債についてでございます。ここで簡易水道債を3億3,840万を減にして、過疎債で2億9,250万というように起債の変更をしておるわけでございますけれども、過疎債というのは一定の枠があって、どこに使うかということもあるんですが、今回の場合、当初簡易水道債を予定しておったのを過疎債に切り替えるということやと思うんですけれども、その基準とかほかに全体の中でこの水道の方に使ったということが、そのとおりだと思うんですけれども、町全体の中で過疎債をどう使うかということも当然事業やいろいろな施策の中で考えられると思うんですが、通常これまでは簡易水道債というのが主に使われてきておったと思うんですが、今回のこういう過疎債をここで活用するというやり方、そのものに対しての基準とか考え方について伺っておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） 地方債の財源の関係でございますが、水道事業でございますので一般的な簡易水道事業債を財源に求めるということが自然的な部分もあるわけでございますが、我々過疎地域の市町村ということでございまして、できますことなら交付税の算入が有利な過疎債を財源として取り込みたいということをもまずは考えるわけでございます。過疎債

は交付税算入が7割でございますし、簡易水道事業債は2割5分が交付税算入だったというふうに記憶をいたしております。ただ、過疎債については全体枠が極めて少ないというような枠配分でございますので、それぞれの京都府内の過疎対象市町村の事業量に応じて配分されるという状況がございます。したがって、その配分をにらみ合いながら最終的に京都府内での枠で余裕がある場合は何とか本町も過疎債に振りたいということで、京都府と協議をしながらやってきておるところでございます。今回についてはそういった意味で、そういう財源が確保できたということで今回補正をお世話になったところでございます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 実態は説明のとおりだと思うんですが、考え方をひとつちょっともう一遍伺っておきたいんですが、有利な過疎債をどう使うかというのは、もちろん使える範囲はどこでも使おうということかもしれませんが、基本的な考え方としてこれまでは水道債を基本に使ってきたと。ほかにその過疎債を使うところがあったということかもしれませんが、京丹波の全体を見渡してどこに使うかと。もちろんこの町の施策や重点施策との配分や配置、そういうものがあるかと思えますけれども、たまたま枠ができて、こういう配分ができたということなのか。今後も水道事業会計というのは本当にこのダムをつくるということになっていきますと、そしてまた160億近い統合事業をやってきたと。それはほとんど簡易水道債を借りてきたわけでございますから、その償還というものも大きいのしかかってくるということになるわけでございますので、そういう意味でこの過疎債をここに使うたんならというように私自身は思ったんですが、その辺の考え方は今後も過疎債をどこに使うかというのは出して、財政当局含めて町長のその判断にかかっているわけでございますけれども、その枠というものが片方ありますから、大体その過疎債の枠というのは合併して町村も減るとるわけでございますけれども、過疎地域そのものもそういう形で変わってきておると思うんですけれども、どれぐらいの枠が大体あるのか。年によって全く違うのか、そういうことも含めてわかっておればお尋ねしておきたいと思えます。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） 過疎債をいかに有効に活用するかということについては先ほど申し上げましたように一般会計の事業もございまして、こういう公営企業の事業もございまして、その辺、過疎の計画に計上した事業、もちろんこれを計上していないと過疎債は充当できないということでございまして、枠の中で充当できるように今後も京都府と十分協議をしながら進めてまいりたいと思っております。

総枠についてはそれぞれ国としては総枠を持っておるわけでございますが、都道府県単位

ででこぼこがございますので、現時点で私の方でどれだけの枠配分、京都府にされているか
ということは承知をいたしておりませんので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第41号を採決いたします。

議案第41号 平成19年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第4号）、原案のとおり
り決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

《日程第42、議案第42号 平成19年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第3
号）》

○議長（岡本 勇君） 日程第42、議案第42号 平成19年度京丹波町下水道事業特別会
計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより議案第42号を採決いたします。

議案第42号 平成19年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第3号）、原案のと
おり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

《日程第43、議案第43号 平成19年度京丹波町土地取得特別会計補正予算（第1号）》

○議長（岡本 勇君） 日程第43、議案第43号 平成19年度京丹波町土地取得特別会計
補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより議案第43号を採決いたします。

議案第43号 平成19年度京丹波町土地取得特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 全員挙手であります。

よって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

《日程第44、議案第44号 平成19年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算（第1号）》

○議長（岡本 勇君） 日程第44、議案第44号 平成19年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより議案第44号を採決いたします。

議案第44号 平成19年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

《日程第45、議案第45号 平成19年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第3号）》

○議長（岡本 勇君） 日程第45、議案第45号 平成19年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） 歳出にかかわってお尋ねをしておきたいと思うんですけれども、4ページの賃金の臨時雇用賃金というのが今回85万8,000円上がっているわけござい

ますけれども、時間給で支払われると思うんですが、基準というのは最賃というのもあるんですけれども、そういうことからすれば時間当たりどういう基準になっておるのかということと、それから、よくこの場でも言われておるんですが、バスの運転というのは人命を預かる非常に重要な仕事ですし、特殊な仕事かと思うんですが、当然健康管理も含めて事故を起こすということがあってはならんわけでございまして、そういう面からいうと一定その賃金の基準というのもある程度高いんじゃないかと思うんですけれども、その辺の考え方はどうなのか伺っておきたいと思えます。

○議長（岡本 勇君） 田端企画情報課長。

○企画情報課長（田端耕喜君） ただいまの賃金のお問い合わせでございますが、私の方からこの提案説明のときにもお話しさせていただきましたように、今回の85万8,000円につきましては特に運転手のそれぞれのご家庭のご事情とか、あるいはまた心身と申しますか健康上の都合で休みをとったときに、その代役といたしまして臨時の運転手に来ていただいております、その代行として運転業務についていただいているわけでございますが、少し見込みよりもその休まれる回数が多かったというようなことで、この3月分の対応といたしまして不足になりそうな部分をあらかじめ計上させていただいたものでございます。この時間給の基準でございますが、大体民間のバスの運転業務についていただいているところの単価を引用させていただいております、通常1時間当たり1,200円という時間給の単価で算定もさせていただいておりますし、実際の支払いの方もさせていただいているというような状況でございます。先ほども山田議員さんからもお話ございましたように健康管理というのは特に気をつけていただいて、本当に少しでもおかしいような状況があれば事前に速やかにご連絡をいただいて、休養をとっていただきながら運行業務に当たっていただいているというような状況でございますので、あわせてお答えとさせていただきます。

以上です。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第45号を採決いたします。

議案第45号、平成19年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第3号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

《日程第46、議案第46号 平成19年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算（第1号）》

○議長（岡本 勇君） 日程第46、議案第46号 平成19年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより議案第46号を採決いたします。

議案第46号、平成19年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

《日程第47、議案第47号 平成19年度京丹波町高原財産区特別会計補正予算（第1号）》

○議長（岡本 勇君） 日程第47、議案第47号 平成19年度京丹波町高原財産区特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより議案第47号を採決いたします。

議案第47号 平成19年度京丹波町高原財産区特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

《日程第48、議案第48号 平成19年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第3号）》

○議長（岡本 勇君） 日程第48、議案第48号 平成19年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより議案第48号を採決いたします。

議案第48号 平成19年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第3号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

《日程第49、議案第49号 平成19年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算（第2号）》

○議長（岡本 勇君） 日程第49、議案第49号 平成19年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより議案第49号を採決いたします。

議案第49号 平成19年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算（第2号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

《日程第50、議案第50号 平成19年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第3号）》

○議長（岡本 勇君） 日程第50、議案第50号 平成19年度京丹波町三ノ宮財産区特別

会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略します。

これより議案第50号を採決いたします。

議案第50号 平成19年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第3号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

《日程第51、議案第51号 平成19年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算（第1号）》

○議長（岡本 勇君） 日程第51、議案第51号 平成19年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより議案第51号を採決いたします。

議案第51号 平成19年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

《日程第52、発委第1号 海上自衛隊艦艇と漁船との衝突事故に関する意見書》

○議長（岡本 勇君） 日程第52、発委第1号 海上自衛隊艦艇と漁船との衝突事故に関する意見書を議題といたします。

本件について趣旨説明を求めます。

小田議会運営委員長。

○7番（小田耕治君） それでは、発委第1号の趣旨説明をさせていただきます。

議案書を読み上げまして説明にかえさせていただきます。

京丹波町議会議長 岡本 勇 様

提出者 議会運営委員会委員長 小田耕治

海上自衛隊艦艇と漁船との衝突事故に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条の2第5項及び会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、防衛大臣

海上自衛隊艦艇と漁船との衝突事故に関する意見書

去る2月19日、千葉県沖において海上自衛隊第3護衛隊所属のイージス護衛艦「あたご」と漁船との衝突事故が発生し、今なお漁船乗組員2名が行方不明となっており、早期の発見が望まれている。

事故原因の調査は現在進められているが、報道で伝えられる護衛艦の衝突前の回避行動や衝突後の対応を見ると、自衛隊に対する国民の信頼を著しく損ねるものである。

京都府内には舞鶴基地があり、海上での安全航行上、漁業関係者や海運関係者はもとより、多くの府民が大変不安に感じており、府民の安心・安全を確保する立場から極めて遺憾である。

よって、国におかれては事故原因の究明を徹底的に行い、二度とこのようなことが起こらないよう実効ある安全対策を早期に講じられることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより発委第1号を採決いたします。

発委第1号 海上自衛隊艦艇と漁船との衝突事故に関する意見書、原案のとおり決することと賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、発委第1号は、原案のとおり可決されました。

《日程第 5 3、発委第 2 号 地方道路整備の促進と財源の確保に関する意見書》

○議長（岡本 勇君） 日程第 5 3、発委第 2 号 地方道路整備の促進と財源の確保に関する意見書を議題といたします。

本件について趣旨説明を求めます。

畠中産業建設常任委員長。

○4 番（畠中 勉君） 本件につきまして議案書を朗読して説明にかえていきたいと思っております。

発委第 2 号 平成 2 0 年 3 月 2 4 日

京丹波町議会議長 岡本 勇 様

提出者 産業建設常任委員会委員長 畠中 勉

地方道路整備の促進と財源の確保に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 1 0 9 条第 7 項及び会議規則第 1 4 条第 3 項の規定により提出します。

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、

総務大臣、財務大臣、国土交通大臣

地方道路整備の促進と財源の確保に関する意見書

道路は地域経済の活性化はもとより、生活環境の向上を図る上での基礎的な社会資本であり、地方道路網の整備は広域的な地域間連携として緊急時の防災相互支援、文化交流、経済圏の拡大等を基本として活力と魅力ある地域づくり、安心・安全の快適な環境づくりを推進するために必要不可欠である。

京丹波町は京都府の中央に位置し、平成 1 7 年 1 0 月に 3 町が合併した中山間地域である。平成 1 9 年に総合計画を策定し、まちづくりを進めている。しかし、京都縦貫自動車道の早期完成や国道、地方道などの幹線道路の改良、また、町民生活に直結した町道改良は引き続き整備が必要である。このため生活道路の整備については厳しい財政状況にあって多額の一般財源をつぎ込まざるを得ないのが実情である。

よって、国におかれては、このような地方の実情を深く認識され、地方の円滑な道路整備を推進するための安定・継続的な道路財源を確保するとともに、より一層の地方財政対策を充実されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

平成 2 0 年 3 月 2 4 日

京都府京丹波町議会議長 岡本 勇 様

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより発委第2号を採決いたします。

発委第2号 地方道路整備の促進と財源の確保に関する意見書、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、発委第2号は、原案のとおり可決されました。

《日程第54、発委第3号 後期高齢者医療制度の改善等を求める意見書》

○議長（岡本 勇君） 日程第54、発委第3号 後期高齢者医療制度の改善等を求める意見書を議題といたします。

本件について趣旨説明を求めます。

福祉厚生常任委員長、山内武夫君。

○3番（山内武夫君） それでは、去る3月19日に開催しました福祉厚生常任委員会におきまして委員全員のご賛同をいただきまして、委員会発委として意見書を提出するものであります。

以下、意見書を朗読をして提案とさせていただきます。

発委第3号 平成20年3月24日

京丹波町議会議長 岡本 勇 様

提出者 福祉厚生常任委員会委員長 山内武夫

後期高齢者医療制度の改善等を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣であります。

意見書（案）を朗読いたします。

後期高齢者医療制度の改善等を求める意見書

本年4月から独立した新たな医療制度として後期高齢者医療制度が実施される。

この制度においては被保険者一人一人に保険料が賦課されるが、この保険料は都道府県単位の医療費水準と連動することとされ、また、人口構成に占める後期高齢者の比率が高まるにつれて、保険料による負担の割合が高まる仕組みもあわせて導入された。

一方、後期高齢者の生活は税制改正により税負担が増えるなど一層厳しさを増しており、本制度による保険料の負担は大変重いものとなる。こうした中、保険料の徴収凍結等の措置が講じられ、平成21年4月以降も高齢者医療制度に関するプロジェクトチームにおいて、引き続き検討することとされたところであるが、保険料の負担及び医療の確保については十分な配慮が求められるところである。また、市町村においては、運営費としての財政負担の増大が懸念されるなどの問題が指摘されている。

よって、政府におかれては後期高齢者医療制度の実施に当たり、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 高齢者が将来にわたって適切な負担で安心して医療を受けることができるよう、被保険者の負担軽減を図る観点から保険料のあり方について検討を行い、検討の結果、必要となる財源は国において確実に措置するとともに、制度の円滑な運営を図るため市町村への財政支援を一層拡充されること。
2. 地域や特定の診療科の医師不足を解消し、地域間の医療格差を是正するために財政措置を含めた必要な措置を講じること。
3. 後期高齢者を対象とした新たな診療報酬体系については、必要かつ十分な医療が確保できるものとなるよう配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月24日

京都府京丹波町議会議長 岡本 勇

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） 提案になっております後期高齢者医療制度の改善を求める意見書に

ついて討論を行います。

今、全国でこの制度に対する中止や撤回を求める請願署名が350万通を超えたと報道されております。また、中止や撤回、制度の改善を求める意見書も全国512の自治体で採決されております。また、2月28日には史上初めて法律施行前に野党4党で廃止法案が国会に提出されました。岐阜県大垣市では制度の廃止を求める意見書が自民クラブから提出され可決されるなど、制度は持続可能な制度と説明をされておりますが、時間がたつ、時がたつほど、その内容が明らかになり、75歳以上は外来でも入院でも医療の中身ではっきりと差別をされること。終末期では過剰な治療を行わないようにするなど大きな問題を含んでいませぬ。高齢者が国に見捨てられる時代になったと言われてたり、長生きしていることが罪のように思えるなどと言われていませぬ。制度は中止・撤回しかありませぬ。この制度こそ長生きさせてはいけなと考えませぬ。

提案されていませぬ意見書は、4月実施を控えて内容の改善を求めませぬものでありませぬ。実施の内容の改善を求めませぬことは当然であり、その立場から賛成をさせませぬものでありませぬ。

以上、討論といたしませぬ。

○議長（岡本 勇君） これをもつて、討論を終結いたしませぬ。

これより発委第3号を採決いたしませぬ。

発委第3号 後期高齢者医療制度の改善等を求めませぬ意見書、原案のとおり決するこに賛成の方は挙手願ひませぬ。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員でありませぬ。

よつて、発委第3号は、原案のとおり可決されませぬ。

《日程第55、閉会中の継続調査》

○議長（岡本 勇君） 日程第55、閉会中の継続調査の件を議題といたしませぬ。

議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業建設常任委員会、福祉厚生常任委員会の各委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定により、お手元に配布いたしませぬとおり、閉会中の継続調査の申し出がありませぬ。

お諮りいたしませぬ。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議はありませぬか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めませぬ。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上で、本日の議事日程ならびに本定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

よって、本日の会議を閉じ、平成20年第1回京丹波町議会定例会は、これをもって閉会いたします。

平成20年第1回定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、本会議ならびに各委員会におきまして慎重にご審議をいただき、まことにありがとうございました。無事終了いたしましたことに厚く御礼を申し上げます。また、執行部におかれましても、会期中の運営につきましてもご協力をいただきまして大変ありがとうございました。

本定例会に当たっては、京丹波町総合計画基本構想実現に向けた基本計画もまとも、いよいよ20年度から具体的なまちづくりのための事業実施を着実に進めていくという町長の力強い姿勢を伺いました。暫定税率を盛り込んだ税制改革法案の年度内の法律が否か混迷する国会のさなかにあり、結果いかんによっては、京丹波町平成20年度予算が承認はされましたが根底から覆されるおそれが多分にあり、そうでなくても町財政の大変厳しい環境の中にはありますが、あらゆる力を結集し、町長をはじめ職員一丸となって、町民が快適に暮らせるまちづくりに全力で取り組んでいただきたく望んでおります。

議会といたしましても京丹波町のまちづくりの課題等について協議をたび重ね、今、議会に求められている積極的、能動的な政策形成活動の期待にこたえ、議会の機能を高めてまいりたいと存じます。議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

何分高段からではございますけれども、本定例会の冒頭に町長から京都府町村議長会会長に就任に当たり、心温まるお言葉を賜り、感謝と御礼を申し上げます。京丹波町の代表としてのお役職であり、誠心誠意務める所存でありますので、議員各位、町長をはじめ役職員の皆様、今後ともよろしくご指導を賜りますようお願いを申し上げます。

本日は大変ご苦勞さまでございました。これをもちまして閉会といたします。

松原町長。

○町長（松原茂樹君） 平成20年度の第1回定例会を閉じますに当たりまして、一言お礼を申し上げたいと存じます。

今期定例会に提出をさせていただきました全議案、原案どおりご可決賜りましたことに厚くお礼を申し上げる次第でございます。本会議、委員会等を通じまして、さまざまなご意見を賜ったところでございます。やっぱり何を申し上げましても町民の声をしっかり受け止めて、そして、そのことを今も議長にお触れをいただきましたけれども、いよいよ本町の総合

計画、基本計画に沿った、しっかりしたまちづくりを進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。その中でも特に住民自治によりますまちづくりというものに、ぜひ町民皆さん方の理解を賜る中で、より積極的に推進を図ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。非常に財政厳しい状況の中での20年度のスタートとなるわけでございますが、可決いただきました予算、慎重に予算執行をしてまいりたいというふうに思っておるところでございます。

また、先ほどは、今、国民的に非常に大きな課題として取り上げられておりますそれぞれのことに関しまして、意見書を提出されることが可決されたわけでございますが、皆さん方のご努力に対し敬意を申し上げる次第でございます。特に、道路特定財源の関係等につきましては、今も意見書の提出の中でも触れられておりましたように、本当に地方道路整備の促進と財源の確保につきましては私どもの本当に願いであるところではございますが、現状、まだ参議院では審議にも入れていないというのが現実でございます。いろいろな考え方はあるわけでございますが、一般財源化でございますとか、あるいは暫定税率の廃止、こうしたものがもう時間切れで一たん切れるという状況も想定をされているわけでございますが、そうした中に非常に私どもの町政にも非常に大きな影響を及ぼすところがございます。今後の修正協議も含めた3月末までの国会での議論を注視してまいりたいというふうに思っておるところでございますが、願いとしては皆さん方が可決いただきましたこの意見書の中身のとおりでございます。今後とも私どもといたしましても積極的に、あらゆる機会をとらえて要望をしてまいりたいというふうに思っておるところでございます。

少し報告をさせていただきたいというふうに思っております。先ほども補正予算等お認めをいただいたわけでございますが、特に特別交付税等につきましては説明もさせていただきましたように、12月段階で京都府とのヒアリングを行ったわけでございますが、その時点での5億5,000万というのは非常に厳しい状況であるということで、今回5,000万の減額をさせていただいたところでございます。そうした中で3月18日に京都府の方から特別交付税の決定の通知がございまして、5億9,895万4,000円ということでございます。それぞれ厳しさを感じながらの補正をさせていただいたわけでございますが、結果的にそれを上回る決定額をいただきまして、本当にほっとしておるわけでございますが、この積算根拠等につきましては示されておられませんので、現実的にどの部分がどうであったかということとはわからないわけでございますが、当初の思い、そしてまた12月段階での京都府の見方等々もあったわけでございますが、結果といたしましては先ほど申し上げましたようなところで落ちついたということで、ほっといたしておるところでございます。

もう一点は、常勤の特別職参与につきまして募集をいたしましたところ、5名の方が応募をいただきまして、今、1次試験を終えて、あす面接を行って最終の判断をしてみたいというふうに思っておるところでございます。いずれにいたしましても、これからのまちづくりには非常に町民が知恵を結集して取り組まなければ、なかなか開けていけない厳しさはあろうかと思えます。そうした中にさまざまところで町民の皆さん方のご意見をしっかりお伺いをさせていただきながら、また、議会の皆さん方のご指導をいただく中で、先ほど申し上げましたように慎重な予算執行をしてみたいというふうに思っておりますので、今後とものご指導をよろしくお願いを申し上げる次第でございます。

いよいよ春を迎えるわけでございますが、どうぞ議員各位におかれましては、ますますご健勝でご活躍をされますことをご祈念申し上げまして、まことに簡単でございますけれども、一言お礼のごあいさつとさせていただきます。まことにありがとうございました。

閉会 午後 2時15分